



Title	「満州」移民政策と「満蒙開拓青少年義勇軍」
Author(s)	白取, 道博; Shiratori, Michihiro
Citation	北海道大學教育學部紀要, 47, 107-139
Issue Date	1986-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29294
Type	departmental bulletin paper
File Information	47_P107-139.pdf



「満州」移民政策と「満蒙開拓青少年義勇軍」

白 取 道 博

The Emigration Youth Troops to Manchuria and the Emigration Policy

Michihiro Shiratori

目 次

I. はじめに	107
II. 「満州開拓政策基本要綱」と「満蒙開拓青少年義勇軍」	110
1. 「満州開拓政策基本要綱」の策定過程	110
——「満州現地案」(関東軍)と「拓務省試案」(拓務省)——	
2. 「満州現地案」(関東軍)における「満蒙開拓青少年義勇軍」構想	116
3. 「満蒙開拓青少年義勇軍」と「満州開拓青年義勇隊訓練所」	121
III. 「満州開拓青年義勇隊訓練所」の配置	126
IV. むすび	130

I. はじめに

「満蒙開拓青少年義勇軍」(以下、義勇軍と略記する)とは、周知の如く、敗戦前日本の中国侵略の拠点たる「満州」(中国東北部、以下括弧をとる)に対する未成年者の移民である。義勇軍は、農業移民を主軸とする満州移民が荷わされていた軍事・治安上の役割を補充・代位する形で、1937年度を起点とする「20カ年100万戸送出計画」の補完策として案出されたものである¹⁾。

義勇軍に関する研究は、それが紛れもなく満州移民政策の一環として遂行されたにもかかわらず、満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』(龍溪書舎、1976年)の刊行をひとつの峰として蓄積されてきた満州移民史研究において非常に立ち後れている²⁾。「もし、『義勇軍開拓団』ないし、その前身である『満蒙開拓青少年義勇軍』の存在がなかったならば、日本帝国主義の満州移民事業は、一九四三年時点で、すでに全面的に破綻していたのである」³⁾との評価の重大さに比して、義勇軍に関する研究蓄積はまったく過少であり、その基本的な政策展開を把握するに足る実証研究を我々は共有していない。

満州移民史研究にわずかに見出すことのできる義勇軍への論及は、一般の成人移民に付随する、その系での断片的な記述にとどまっている。例えば、高橋泰隆は、長野県諏訪郡富士見村の分村移民の出身階層を論じた折、同村出身義勇軍(34名)についてその戸主の経済状態(1名不明)から次のように言及している。すなわち、「農業を専業とする者は経営規模が大きくかつ自作部分が多い。またこの層は戸数割においても上位にある。その他の層は農業経営規模と戸数割においてかなり低い下層村民であるといえる。このように青少年義勇軍においても移民の主軸が下層農民であったことは明らかである」⁴⁾と。高橋が作成した表⁵⁾に従えば、「農業者(専)」14戸、

「農業者(兼)」8戸、「開拓民」8戸、「その他」3戸である。この行論からすれば、「主軸」と扱われているのは専業農家を除く19戸である。しかし、この19戸のうち、「その他」3戸は非農業従事者(原表によれば、「旅館」・「郵便局雇」・「日傭」)であり、「開拓民」8戸が在村時に農業に従事していたと推定しても、高橋の言う「下層農民」は16戸にすぎない。これをもって、義勇軍の「主軸が下層農民」の子弟であるとするのも可能かもしれないが、我々はむしろ、非農業従事者や耕作規模が大きく戸数割も上位にあると認定された農家の子弟が少からずいる点にこそ注目せざるを得ない。この点、山形県東田川郡大和村の分村移民に関する調査報告に興味深い記述を見出すことができる。「大和村農業移民に関する調査」(1940年8～9月調査)は、同村出身義勇軍(9名)について、表「青少年義勇軍出身農家及経営主ニ対スル続柄」に基き次のように記している。

「耕作面積と戸数割について見ると、その平均は二五・九反及び六・五六円で一戸の日傭の存在を除いて、村に於ける最下位の階級に非ざることを知る。青少年義勇軍の経済的性質の一斑はここにも見られる。即ち階級が最下位で文字通り手より口への階級に於ては一般的にその子弟を青少年義勇軍として送出する余裕を有しない。昭和15年度のこの村の小学校卒業者のうちに1名の青少年義勇軍の応募者の無いことは時局産業部門に於ける労働者需要の熾烈を物語るとともに直接送出農家の所得増加と結びつかぬ青少年義勇軍それ自身の性格のうちに理由を求められねばならぬ。このことは移民一般の性格でもある。」⁶⁾

これはわずか一村の9名に関する事例にすぎないし、同村の経済的諸条件を加味すれば高橋の言う「下層農民」になるのかもしれない⁷⁾。そして、事例を積み上げて行けば、義勇軍の「主軸」は「下層農民」の子弟として特徴づけられるかもしれないが、その一方で、「主軸」とは異なる相貌をもって立ち現れる青少年の存在もまた無視し得ない規模になるのではないか。その意味で今のところ我々は、義勇軍に自らを投じた9万人とも10万人とも言われる青少年について、『義勇軍』の主力は、日本国内の小作貧農・農村雑業者層の二・三男であり、成人になっても日本国内で農業経営者として自立し得る展望の全くない人々であった⁸⁾との如く、その応募動機の説明をも言外に潜めた形で断ずるには少しく躊躇せざるを得ないのである。もとより、これは青少年を取り巻く経済的諸条件を無視する謂ではない。前引した大和村の調査報告は、その限りで事態をよく説明し得ていると言えよう。だが我々の関心は、いみじくも同調査報告が記しているように、大和村の「小学校卒業者のうちに一名の青少年義勇軍の応募者の無い」1940年以降の事態、すなわち「時局産業部門に於ける労働者需要の熾烈」なる状況下での「直接送出農家の所得増加と結びつかぬ青少年義勇軍」の動向に注がれるのである。つまり、「1940年以降の青少年義勇軍の渡満数が計画をオーバーする程の実績をあげ」⁹⁾、「太平洋戦争期において、満州移民事業の全面的崩壊をどうにか防いでいたものが、ほかでもなく、『満蒙開拓青少年義勇軍』から移行した『義勇隊開拓団』の存在であった」¹⁰⁾という事態を我々は説明しなければならない。しかし、繰り返すが、その追究の前提として必要な知見を我々は共有していない。義勇軍は移民政策にどのような位置づいていたのか、あるいはまた、義勇軍の募集・送出はどのように進められたのか、それは満州農業移民の主要な送出形態であった分村移民とどのように関わっていたのかといった問いに対する答えを容易に見出し得ないのが現状なのである。

さて、本稿は、以下の2点の検討を通じて、義勇軍に関する基礎的知見を獲得することを目的としている。

第1に、満州移民政策遂行上の諸原則を網羅した「満州開拓政策基本要綱」（1939年12月22日閣議決定）が義勇軍についてどのように規定していたのかを、その策定過程に焦点を合わせて、明らかにすることである。

「基本要綱」の策定過程については、すでに浅田喬二の分析がある¹¹⁾。浅田の分析によって、「基本要綱」の策定が関東軍主導の下に進み、「基本要綱」の内容には関東軍の方針を集約した所謂「満州現地案」がほぼ盛り込まれたことが明らかになっている。ただ、浅田の分析は義勇軍に焦点を合わせたものではない。そこで、義勇軍に則して、「満州現地案」の内容がどのようにして「基本要綱」に盛り込まれているのかを確認したい¹²⁾。その際、浅田がまったく注意を払っていない、拓務省が立案した「拓務省試案」を「基本要綱」の策定過程に位置づけた上で検討を進めたい。移民関係機関構想に焦点を合わせて「基本要綱」の策定過程に論及した君島和彦も、この「拓務省試案」には触れていない¹³⁾。だが、本論で明らかになるように、少なくとも義勇軍については、「拓務省試案」を位置づけなければ「基本要綱」の規定の成立は理解し得ないのである。

第2に、「基本要綱」に基いて新設・改編された「満州開拓青年義勇隊訓練所」の配置状況の特徴を明らかにすることである。

義勇軍が入所する所謂「現地訓練所」の設置地域を「ソ満国境」と概括することはごく普通に行なわれている。例えば、上笙一郎は、訓練所の分布について「満州国のソビエトとの国境に沿って散在していて、ほとんど例外がない¹⁴⁾」とし、そのことを次のように意味づけている。すなわち、関東軍等が「対ソ戦への備えとして満蒙開拓青少年義勇軍というものを考え、そのように処遇していたということの意味している¹⁵⁾」と。しかし、いかなる意味において「対ソ戦への備え」であるのかが問題であろう。その点に留意しつつ、訓練所の種類別の配置の特徴を明らかにし、「基本要綱」の設定した訓練所の意義を考察したい。

注

- 1) 本稿は、義勇軍の創設過程について考察した、拙稿『「満蒙開拓青少年義勇軍」の創設過程』（北海道大学『教育学部紀要』第45号、1984年12月）を前提として論を進める。
- 2) 研究史の整理については、満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』（龍溪書舎、1976年）の「はしがき」、金子文夫「1970年代における『満州』研究の状況Ⅱ——満州事変から『満州国』の崩壊まで——」（アジア経済研究所『アジア経済』XX-11、1979年11月）の「IV 農業移民」の項、正田健一郎「日本資本主義と移民」（社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』、有斐閣、1984年）を参照のこと。
- 3) 浅田喬二「満州移民史研究の課題について」（『一橋論叢』第78巻第3号、1977年9月、319ページ）。
- 4) 高橋泰隆「日本ファシズムと『満州』農業移民」（土地制度史学会『土地制度史学』第71号、1976年4月、58ページ）。なお、34名を渡満年次で分けると、1938年が18名、1939年が10名、1940年が3名、1941年が3名である。
- 5) 「富士見村義勇軍戸主職業別構成」。
なお、原表は、帝国農会『満州開拓民送出調査』第2輯（1942年3月、28～29ページ）所収の「義勇軍戸別調査表」である。
- 6) 「大和村農業移民に関する調査」（積雪地方農村経済調査所『満州農業移民母村経済実態調査 山形県東田川郡大和村』、1941年3月、22～23ページ）。
- 7) 同調査の「青少年義勇軍出身農家及経営ニ対スル統柄」(表)で耕作面積(日傭1戸を除く)を見ると、5反未満が1戸(4.6反)、10～25反が4戸で、残り3戸(39.8反、49.5反、50.1反)が平均値を引き上げている。また戸数割(日傭1戸を含む)は、全村戸数割平均11.63円(1938年)の倍近い1戸(22.84

円)を除けば、8戸の平均は4.52円まで下がる。とはいえ、やはり同調査の言う如く「最下位の階級に非ざること」は、同村の分村移民を分析した柚木駿一「『満州』農業移民政策と『庄内型』移民——山形県大和村移民計画を中心に——」(社会経済史学会『社会経済史学』第42巻第5号、1977年3月)により推知し得るのである。柚木の分析対象は義勇軍ではなく、成人の全戸移民と単独移民についてである。柚木は、全戸移民(20戸)について、その「八〇%が耕地所有と全く関係のない、まさしく『土地飢餓』農民であり、村内最下位層に属する貧農ないし半プロ層であった」(同上書、63ページ)と結論するにあたり次のように述べている。すなわち、「全戸移民20戸の実に65%は世帯主の職業が農業労働であり、他賃労働者を加えると80%となる。20戸中耕作地を有するのは8戸(56.7反歩)にすぎず、しかもすべて小作地であった。また戸数割税も村平均11.63円(1938年)に対し、3戸の生活扶助受給者を除く17戸平均で僅1.72円であった」(同上書、62~63ページ)と。

- 8) 浅田喬二前掲論文(『一橋論叢』第78巻第3号、318ページ)。
- 9) 浅田喬二「満州農業移民政策の立案過程」(前掲『日本帝国主義下の満州移民』、101ページ)。
- 10) 同上。
- 11) 浅田喬二同上論文(同上書、57~81ページ)。
- 12) なお、上笹一郎『満蒙開拓青少年義勇軍』(中公新書、1973年)では、このことはまったく吟味されていない。
- 13) 君島和彦「満州農業移民関係機関の設立過程と活動状況」(同上書、161~172ページ)。
- 14) 前掲『満蒙開拓青少年義勇軍』、124ページ。
- 15) 同上書、126ページ。

II. 「満州開拓政策基本要綱」と「満蒙開拓青少年義勇軍」

1. 「満州開拓政策基本要綱」の策定過程——「満州現地案」(関東軍)と「拓務省試案」(拓務省)——

本節では、関東軍の領導の下に進んだ「満州開拓政策基本要綱」(以下、「基本要綱」と略記する)の策定過程を検討し、「基本要綱」における義勇軍構想の検討にとって留意すべき諸契機を抽出する。

1938年12月1日、関東軍は、「移民根本国策決定ノ為ノ重要事項検討促進ニ関スル件(案)」及び「移民根本国策決定ノ為ノ重要検討事項(案)」(以下、「重要検討事項(案)」と略記する)を決定し、移民政策の再編に着手した。前者は、「移民根本国策決定」のおよその手順と見通しを記したものであり、後者は、文字通り、「移民根本国策決定」に向けて検討すべき移民事業の各般にわたる事項を網羅したものであった。これらによれば、関東軍は、1940年度から「新体制ニ移行シ得ルコトヲ目途」として¹⁾、1939年の「八月予算編成期迄ニ具体的成案ヲ確立」することにして²⁾いた。そして、当面の作業は、1939年初頭に開催すべき「第一次内鮮移民関係機関並ニ権威者ノ会同協議」に向けて、「重要検討事項(案)」を基礎として年内に素案を作成することであった³⁾。

「重要検討事項(案)」は、検討項目を、「満州国側ノ措置」(10項)(日本側ノ措置)(8項)、「日満協力調整」(12項)等の如く、9つに区分して記していた。このうち、「満州国側ノ措置」の1項に「青年義勇軍」があった。その全文は次のようである。

「青年義勇軍ハ満州ニ於ケル各種移民ノ基底トシ將又優良ナル青少年ノ移住ニヨル国家ノ生成發展就中日満不可分関係ノ鞏化ニ資スル為特ニ重点ヲ指向スルモノトシ特ニ左ノ諸点ヲ再検討

ス

- (イ) 経営主体
- (ロ) 大訓練所ハ訓練本位トシテ経営指導シ其ノ訓練目的ヲ確立ス
- (ハ) 小訓練所ハ甲、乙、丙ノ各種ニ区分シ経営指導ス
 - 甲 農業集団移民トシテ定着
 - 乙 混住（集合、分散）移民トシテノ固定施設（但シ集合移民トシテ定着セシムルモノアリ）
 - 丙 技術者及専門的特殊訓練ヲ加味ス（固定）
（概ネ全数ノ一割ト予定ス）
- (ニ) 大訓練所訓練生卒業後ノ措置振ト適性査覈及配分要領
- (ホ) 諸民族トノ協同訓練
- (ヘ) 指導者ノ養成、指導精神ノ維持培養、移行要領
- (ト) 訓練機関ノ整備
- (チ) プール
- (リ) 小訓練所種類別ニ依ル訓練様式及訓練項目ノ確立
- (ヌ) 以上各区分ニ従フ経営様式、土地配分及採算関係
- (ル) 資金ノ調達ト補助金
- (ヲ) 訓練機関ト協和会及行政機構
- (ワ) 訓練生ノ知的情操教育並ニ青年訓練関係
- (カ) 建物、糧食、衛生其ノ他一切⁴⁾

関東軍指導下の満州拓植委員会を中心として進められた素案概成作業は、1938年末には一応終了し、「移民根本国策基本要綱」及び「参考資料」が作成された。関東軍は、1939年1月7～8日、「日鮮満移民懇談会」を「新京」（長春）で開催した。この「懇談会」は、素案を関係各方面に周知させ、「全体的大綱的意見ノ一致乃至ハ諒解」⁵⁾を取りつけるためのものであった。そして、1月10日、最終的な素案として「満州開拓根本政策基本要綱案」及び「参考資料案」から成る「満州現地案」が確定した。

「満州現地案」の提示をうけて、日本政府では、1月14日、対満事務局を構成する各省次官及び拓務省関係官を中心に満州側関係者も交えて、日本における審議の手順について協議した⁶⁾。対満事務局はその後も検討を重ね、3月17日、「満州移民問題今後ノ処理方針ニ関スル件」を決定した⁷⁾。これによれば、まず「満州現地案」を「基礎資料」として「可及的速ニ成案」を得て、1939年度初頭に開催する「日滿移民問題懇談会」における「審議協定」により一応の合意を形成し、それに基づいて内閣直属の「臨時満州移民審議会」で「関係各方面ノ総意的決定ヲ為ス」としていた。当面の焦点は「日滿移民問題懇談会」に提出する素案の作成にあり、そのため、「可及的速ニ関係各庁高等官並ニ民間関係者ヲ以テ組織スル準備委員会」を設置することとした⁸⁾。日本側における審議は、ほぼこの手順通りに進む。

「準備委員会」は、3月29日に発足した。「準備委員会」は、拓務省が審議日程等を説明した同日の第1回総会及び関東軍が「満州現地案」を説明した第2回総会（3月31日）を経て、4月から、5つの分科会に分かれて実質的な審議に入った。ところで拓務省は、第1回総会に引き続いて3月31日には分科会に移行する予定であった。だが、拓務省（安井誠一郎拓務局長）による

「満州現地案」の説明に納得しない委員の要求に応ずるため、予定を変更して第2回総会を設定したのであった⁹⁾。第2回総会では、関東軍の三品隆以少佐が「満州現地案」の説明にあたったが、そこではその内容如何の以前に、日本政府案でもなくまた主務省である拓務省案でもない「満州現地案」なるものを原案とすることに疑義が呈された。例えば、小野武夫委員（東京帝国大学農学部講師）と三品少佐との間で、以下のようなやりとりがあった。それは、移民政策における関東軍の主導性をはからずも示す象徴的なものであった。

水野「現地案ハ、関東軍ノ案デアルカ。満州国ノ案デアルカ」

三品「事務的ニハ関東軍ノ決定事項ニナツテイルガ、事実ハ軍ニテ基本要綱ヲ作成シ、満州国
ガ之ニ基キ参考資料ヲ作成シタ」

水野「然ラバ何レノ機関ノ案ナルヤ」

三品「満州現地案ト認メラレタイ」

水野「諒得シタ。斯種ノ外国案ヲ祖上ニ、日本政府召集ノ委員が審議ヲ進ムル方法ハ不可デア
ル。日本案即チ拓務省案ヲ基礎トシテ審議ヲ進メヨ。(中略) 近来、日本政府ハ政治上ノ指
導権ヲ失ヒ、満支等出先軍部ニ引摺ラレテイルトノ認識ハ諸外国ニ紛漫シテイル。此際、今
次移民会議ガ此種悪評ノ材料ヲ提供スルコトトナツテハ対外的ニモ面白クナイ。拓務省ハ毅
然タル日本案ヲ何故出サヌノカ。現地ニ改革案アラバ、日本ニモ当然ニ有ルベキデハナイカ」¹⁰⁾

この議論は、安井拓務局長が、「外国トイフガ満州ハ純然タル外国デハナイ。(中略) 拓務省ノ
考ヘハ分科会ニテ時機ヲ見テ申述ベル用意モアル」¹¹⁾と応じて終息したのであるが、少くとも水
野はなお釈然としなかったであろうことは想像に難くない。また、水野とは別の意味で、審議の
前提を問題にした委員もいた。金井元彦委員（企画院書記官）は、「現地ノ国防上ノ必要ヨリ(中
略) 移民ニ何が要求サルルカ。之ヲ前提トセネバ審議ヲ進メラレヌ」¹²⁾と、審議方法ではなく、
「満州現地案」の「前提」を問うべく発言した。これに対し、三品少佐は、以下の如く、移民に
対する軍事的要請を明言した。

「移民ニ対シテハ辺境地帯ノ防備ニツキ重大ナル価値ヲ期待シテイル。間接的価値トシテハ、
戦時ニ於テ国境地帯ニ日本人ノ家ト人が有ルコトガ絶対ニ必要デアリ、平時ニ於テ日本移民村
ハ辺境防備ノ日系軍警ノ重大ナル慰藉トナル。又直接的価値トシテハ、国境地帯及同地帯軍事
施設ノ防衛、交通路ノ確保、軍事食料確保等ニ重大ナル意義ヲ持つ」¹³⁾

関東軍＝満州国は、後述するように、対ソ戦略体制の強化のために「北辺振興計画」の策定作
業をこの時期進めており、三品少佐の発言は、「北辺振興計画」における移民の位置づけを彼な
りに表現したものであった。

さきの安井拓務局長の発言にあった「拓務省ノ考ヘ」は、5月上旬、「拓務省試案」として各
分科会に提示された。同案は、「満州現地案」と同名の「満州開拓根本政策基本要綱案」及び「参
考資料案」から成っていた¹⁴⁾。

その後拓務省は、「満州現地案」及び「拓務省試案」に対する各分科会の審議を踏まえ、満州
側関係者との折衝を経て作成した「両国合意案」を6月28日、各分科会に示した。そして、6月
30日、第3回総会は「両国合意案」を「準備委員会」案として決定した。この「両国合意案」は、

「満州開拓政策基本要綱案」及び「付属書案」並びに「満州開拓政策基本要綱参考資料案」から成っていた。三者の関係は、安井拓務局長の説明によれば、「付属書ハ基本要綱ト一体ヲナシ、基本要綱ノ内重要ナル問題ノ説明書」であり、「参考資料ハ本来付属書中ニ包含スベキ性質ノモノ乍ラ、尚兩國ニ於テ研究ノ余地アルモノ」であった¹⁵⁾。

7月4日、拓務省及び対満事務局は、日満双方の関係官庁及び諸団体を召集し「日満移民懇談会」を開いた。同懇談会は、「準備委員会」が決定したさきの3案を承認した¹⁶⁾。

日本政府は、この「満州開拓政策基本要綱案」を政策化する最後の手続きとして、8月3日、「臨時満州開拓民審議会官制」を公布し、同案の審議機関を設置した。8月16日の第1回総会から始まった審議は、「諮問第一号」(「現下ノ諸情勢ニ鑑ミ満州開拓民ニ関スル根本方策ヲ樹立セントス右ニ関スル意見如何」)¹⁷⁾に対する答申の作成という形で進んだ。また、さきの「満州開拓政策基本要綱案」及び「満州開拓政策基本要綱参考資料案」(「付属書案」は前者に含まれていた)は、参考資料として同審議会に提出された¹⁸⁾。そして、同審議会は、答申書起草のための3回にわたる特別委員会を経て、10月30日、第2回総会において、「現下ノ諸情勢ニ鑑ミルニ満州開拓民ニ関スル根本方策ハ別冊満州開拓政策基本要綱ニ依リ之ヲ積極的ニ遂行スルノ要緊ナルヲ認ム」¹⁹⁾との「諮問第一号答申書」を可決した。このように「臨時満州開拓民審議会」は、参考資料である「満州開拓政策基本要綱案」を無修正で承認した²⁰⁾。

可決された「諮問第一号答申書」は、同日(10月30日)、内閣総理大臣及び拓務大臣宛に送付された。そして、12月22日、日本政府は「満州開拓政策基本要綱」を閣議決定し、同日発表した。また満州国政府も、同要綱を閣議(「参議府会議」)決定の上発表した²¹⁾。

1938年12月に関東軍が提起した「移民根本国策」の策定作業は、大略以上のような過程を経て、「満州開拓政策基本要綱」に結実したのであった。

さて、これまで見てきた「基本要綱」の策定過程から、「基本要綱」の内容は、拓務省が「満州開拓政策基本要綱案」及び「付属書案」並びに「満州開拓政策基本要綱参考資料案」を「両国合意案」として「準備委員会」に提示した時点(1939年6月28日)で確定していたことがわかる。そして、これらの立案の基礎には、「満州現地案」(1939年1月)と「拓務省試案」の2案があったのであり、「基本要綱」に練り上げられた移民関係機関の意思を把握するには両案の検討が不可欠なのである。

成案である「満州開拓政策基本要綱」は、「基本方針」・「基本要領」(26項)・「処置」(2項)の3つの部分から成っており、その「付属書」は14件、「満州開拓政策基本要綱参考資料」(以下、「基本要綱参考資料」と略記する)は12件にわたる諸事項で構成されている。これらにおける義勇軍関係の主な規定は、「基本要綱」の「基本要領」の第12項(5項目)と「付属書」の「六 満州開拓青年義勇隊(満蒙開拓青少年義勇軍)ニ関スル件」にある。

先述したように、「満州現地案」は、「満州開拓根本政策要綱案」及び「参考資料案」から成っている。「参考資料案」は、前者の内容を敷衍した37件にわたる個別案の総称である。「拓務省試案」も「満州現地案」と同じく「満州開拓根本政策基本要綱案」と「参考資料案」から成っているが、「参考資料案」の件数は34件である。第1表(a)は、成案である「基本要綱」の「付属書」と「基本要綱参考資料」に連なる「満州現地案」・「拓務省試案」の「参考資料案」を示したものである。もとより、これらの諸案は当初から「付属書」ないし「基本要綱参考資料」の区分に応じて立案されたわけではなく、また「基本要綱」の条項との関係で内容上はそちらに盛り込まれた部分もあり、これはおよその対応関係を示したものである。義勇軍については、「付属書」の「満

第1表 (a) 「満州開拓政策基本要綱」関係諸案一覧

「満州開拓政策基本要綱」	「満州開拓根本政策基本要綱案」 (「拓務省試案」)	「満州開拓根本政策基本要綱案」 (「満州現地案」)
<p>〔付属書〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本内地人集合開拓民移住ニ関スル件 2. 開拓農地制度ニ関スル件 3. 開拓地行政経済機構ニ関スル件 4. 開拓地医療衛生ノ整備ニ関スル件 5. 開拓民共済制度ニ関スル件 6. 満州開拓青年義勇隊(満蒙開拓青少年義勇軍)ニ関スル件 7. 開拓民ノ訓練ニ関スル件 8. 指導員選定及養成ニ関スル件 9. 朝鮮人開拓民ニ関スル件 10. 開拓関係行政機構ノ拡充ニ関スル件 11. 満州拓植公社ノ改編及滿鮮拓植会社ノ統合ニ関スル件 12. 開拓事業ノ経費負担ニ関スル件 13. 開拓民金融体系調整ニ関スル件 14. 開拓地ニ於ケル教育ニ関スル件 <p>〔参考資料〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用地ノ開発利用ニ関スル件 2. 開拓民ノ担税ニ関スル件 3. 開拓農業経営ニ関スル件 4. 既存朝鮮人農民ノ安定輔導ニ関スル件 5. 原住民ノ移住及輔住ニ関スル件 6. 先遣隊制度ニ関スル件 7. 日本ニ於ケル満州開拓教育ニ関スル件 8. 分村分郷計画ニ関スル件 9. 開拓民負債整理ニ関スル件 10. 開拓民ノ未招致家族扶養ニ関スル件 11. 女子指導訓練施設ニ関スル件 12. 開拓民後援運動ニ関スル件 	<p>〔参考資料案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本内地人集合開拓民入植要綱案 (2) 土地制度要綱案 (3) 日本内地人移住地行政経済機構要綱案 (4) 開拓地医療整備要綱案 (5) 開拓民共済対策要綱案 (6) 満州開拓青年義勇隊要綱案(満蒙開拓青少年義勇軍) (7) 開拓民訓練要綱案 (8) 指導員養成要綱案 (9) 朝鮮人開拓農民要綱案 (10) 開拓関係行政機構ノ拡充要綱案 (11) 満州開拓事業ノ経費負担区分要綱案 (12) 開拓民金融体系調整要綱案 (13) 開拓地教育処理要綱案 (14) 未利用地ノ開発利用要綱案 (15) 担税要綱案 (16) 農業経営要綱案 (17) 既存朝鮮人農民輔導安定要綱案 (18) 先遣隊制度要綱案 (19) 満州開拓ニ関スル青少年教育要綱案 (20) 分村分郷計画要綱案 (21) 満州開拓民負債整理要綱案 (22) 入植者ノ未招致家族扶養要綱案 (23) 女子指導訓練施設要綱案 (24) 開拓民後援運動要綱案 	<p>〔参考資料案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地制度要綱案 (2) 移住地行政経済機構要綱案 (3) 移民地医療整備要綱案 (4) 移住者共済対策要綱案 (5) 満州開拓青年義勇隊組織要綱案 (6) 移民訓練要綱 (7) 指導員補充養成要綱 (8) 朝鮮人農業移民要綱案 (9) 移民関係行政機構ノ一元的拡充要綱案 (10) 満拓改組鮮拓統合要綱案 (11) 移民事業ノ経費負担区分要綱案 (12) 移民金融体系調整要綱案 (13) 移民地教育処理要綱案 (14) 未利用地ノ開発利用要綱案 (15) 担税要綱案 (16) 農業経営要綱案 (17) 既存鮮農ノ安定輔導要綱案 (18) 原住国内移動要領案 (19) 移住地内原住民転住輔導要綱案 (20) 転業要領 (21) 先遣隊制度要綱 (22) 移民後援運動要領案

注) 満州拓植公社東京支社『満州開拓政策に関する内地側会議要録』, 1939年, 「付録」1~184ページより作成。

州開拓青年義勇隊(満蒙開拓青少年義勇軍)ニ関スル件」に照応するものとして、「満州開拓青年義勇隊組織要綱案」(「満州現地案」)と「満州開拓青年義勇隊要綱案(満蒙開拓青少年義勇軍)」(「拓務省試案」)がある。第1表(b)に示したのは、「満州現地案」・「拓務省試案」の「参考資料案」を構成する他の諸案である。これらも(a)に示した諸案と同様の事情の下にあったが、「基本要綱」・「付属書」・「基本要綱参考資料」に成文として盛り込まれなかったものが多い。とはいえ、そうした案も関東軍あるいは拓務省の政策意思を端的に示しているものであり、無視することはできない。義勇軍に関しては、「大日本報国青少年義勇軍運動実施要領(参考案三)」(「満州現地案」)がそのひとつであり、注目すべき内容を含んでいた。

そこで、同案も含め、関東軍が「満州現地案」においてどのように義勇軍を構想していたのかを次節で検討しよう。

第1表 (b) 「満州開拓政策基本要綱」関係諸案一覧

「満州開拓根本政策基本要綱案」 〔拓務省試案〕	「満州開拓根本政策基本要綱案」 〔満州現地案〕
〔参考資料案〕 (25) 開拓民ノ区分並ニ実施要綱案 (26) 日本内地人開拓農民入植要綱案 (27) 未利用地其他土地整備要綱案 (28) 開拓勤勞奉仕制度要綱案 (29) 開拓地耕馬貸付及馬事管理要綱案 (30) 衣食住、生活様式要綱案 (31) 渡航ノ幹旋輸送並ニ宿泊施設要綱案 (32) 移民国策宣伝要綱案 (33) 募集要綱案 (34) 商工開拓民要綱案	〔参考資料案〕 (23) 移民ノ区分及入植要綱案 (24) 日本内地人農業移民入植要綱案 (25) 未利用地其他土地整備要綱案 (26) 開拓勤勞奉仕制度要綱案 (27) 移住地耕馬貸付及馬事管理要綱案 (28) 衣食住、生活様式要綱案 (29) 渡航ノ幹旋並ニ宿泊施設要綱案 (30) 移民宣伝要綱案 (31) 青年義勇隊訓練本部設置要綱案 (32) 寮母(参考案一) (33) 花嫁(参考案二) (34) 大日本報國青少年義勇軍運動実施要領(参考案三) (35) 移民ニ関スル協和会活動要綱案 (36) 日滿共同拓植委員会設置要綱案 (37) 開拓綜合科学研究機關設置要綱案

〔注〕 典拠は、第1表(a)と同じ。

注

- 1) 『移民根本国策決定ノ為ノ重要検討事項(案)』(開拓自興会所蔵)、1ページ。
 <付記>以下で使用する史料のうち、「開拓自興会所蔵」と注記した文書は、満州移民史研究会が調査・収集したものである。これらの複写の利用を快諾して下さった、同会代表の浅田喬二駒沢大学経済学部教授の御厚意に感謝したい。
- 2) 『移民根本国策決定ノ為ノ重要事項検討促進ニ関スル件(案)』(開拓自興会所蔵)。
- 3) 同上。
- 4) 前掲『移民根本国策決定ノ為ノ重要検討事項(案)』、9~10ページ。
- 5) 『移民根本国策決定ニ関スル懇談会席上軍参謀長ノ挨拶』(開拓自興会所蔵)。
 「軍参謀長」とは、磯谷廉介関東軍参謀長のことである。
- 6) 満州拓植公社東京支社編『満州開拓政策に関する内地側会議要録』(以下、『会議要録』と略記する)、1939年、1ページ参照。
- 7) 1939年3月20日付稲田対満事務局事務官宛竹内対満事務局庶務課長通牒「一部事務局会議決定通知ノ件」(『対支局設置ニ関スル件』第23、国立公文書館所蔵『内閣総理大臣官房総務課資料])。
- 8) 「満州移民問題今後ノ処理方針ニ関スル件」(同上)。
- 9) 日程の変更を提案したのは陸軍省の小尾哲三委員(軍務局軍務課満州班長)であった。小尾が提案したのは、あくまで「満州現地案」の具体化を促進するためであったことは言うまでもない。小尾は、「満州国側及関東軍共、現地案ノ円満通過ヲ強く熱望シテイルコトハ事実デアル。故ニ日本側委員モ首肯シ得ル部分ハ充分ニ原案ノ実現ニ協カスルノ心構ニテ邁進サレ度イ」と述べた上で日程の変更を提起したのであった(前掲『会議要録』、9ページ)。
- 10) 同上書、14ページ。
- 11) 同上。
- 12) 同上書、15ページ。
- 13) 同上。

- 14) 「拓務省試案」の作成期日は明確ではない。なお、その基本的な内容は、「準備委員会」の開会前には出来ていたようである。『会議要録』によれば、拓務省は、同省に「部局長級ノ大半ヲメンバードスル委員会」を設け、「二月下旬迄ニ現地案ヘノ一応ノ検討」をなし、それに対する「修補調整案」を作成したという(同上書、2ページ)。
- 15) 同上書、124ページ。
- 16) 同上書、148ページ。
- 17) 臨時満州開拓民審議会『臨時満州開拓民審議会会議録』(以下、『審議会会議録』と略記する)、1940年、17ページ。
- 18) 同上書、331ページ参照。
- 19) 同上書、20ページ。
- 20) この点は、正確に言えば、一部について修正案が提出されたが条文中には織り込まれなかったということである。委員の橋本伝左衛門が提出した、「基本要綱」の農業経営方針に関する項目についての修正案が答申書に「付帯決議」として付記されている(同上書、21ページ参照)。
- 21) 満州開拓史復刊委員会編『満州開拓史』、全国拓友協議会、1980年、350～351ページ参照。

2. 「満州現地案」(関東軍)における「満蒙開拓青少年義勇軍」構想

本節では、「満州現地案」のうち、「満州開拓根本政策基本要綱案」(以下、「基本要綱案」と略記する)の「参考資料案」として立案された「満州開拓青年義勇隊組織要綱案」(以下、「義勇隊組織要綱案」と略記する)を中心に検討を進める。なお、その際、「青年義勇隊訓練所指導経営要綱」(1938年8月5日、関東軍司令部決定)に集約されていた関東軍の方針の変化に留意したい¹⁾。

まず、「基本要綱案」の主な義勇軍関係規定を見ておく。「基本要綱案」は、「基本方針」と「基本要領」から成り、その「基本要領」の第5項に「開拓青年義勇隊」がある。「開拓青年義勇隊」の項の全文は次のようである。

「開拓青年義勇隊ハ満州ニ於ケル各種開拓民ノ特ニ開拓農民ノ基底トシテ将又優良ナル日本内地人青少年ノ移住ニヨル国家ノ生成発展就中日滿不可分ノ鞏化ニ資スル為特ニ重点ヲ指向シ其ノ経営指導ニ関シ概ネ左ノ要領ニ從ヒ方策ヲ確立ス

(一) 管理運営ノ主体ヲ確定ス

訓練所ハ各種別ヲ通シ一体的統制ノ下ニ指導運営セシム、之カ為満州国政府、協和会及日本側関係機関ノ協力合作ニ為ル強力ナル指導統制機関ヲ現地ニ設ケ其ノ指導経営ノ適切ヲ期スルト共ニ日本側諸機関トノ連絡ニ便ナラシムルモノトス、尚各種訓練所ノ経営ニ付テハ目的、態様ニ応シ右統制機関直営スルノ外政府地方機関満拓及鉄道総局等ヲシテ之ニ当ラシムルモノトス

(二) 訓練所ノ種別、態様ヲ確定ス

基礎的訓練施設ト実務的訓練施設ト二分チ後者ハ更ニ左ノ如ク区分ス

(イ) 集団開拓農民トシテ当該訓練地ニ定着ヲ目標トスルモノ

(ロ) 訓練終了後他地方ヘ移住セシムルコトヲ目標トスルモノ

(ハ) 技術的特殊訓練ニ適応スル者ハ一般ノ当該施設ニ収容スル如ク措置ス

(三) 日本ニ於ケル募集訓練ヨリ訓練所及開拓地定着ニ至ル迄脈絡一貫セル指導精神ヲ保持シ

内地訓練，現地各種訓練ヲ実施ス

- 四 青少年義勇隊中各民族ヲ包含シ協同訓練セシムルヤウ工夫ス
- 五 指導者ノ養成訓練ノ統一，指導者ノ満州建国精神ヘノ帰一ニ付徹底セシム
- 六 各種訓練ノ訓練項目，方式ヲ確立ス
- 七 訓練所経営ニ要スル経費負担ノ区分ヲ確定ス
- 八 前各号ノ外訓練所ノ経営ヲ円滑ニ遂行スル為必要ナル建設，糧食，衛生其ノ他ニ付更ニ適切ナル措置ヲ講ス²⁾

この「基本要綱案」の規定は，さきに示した「重要検討事項(案)」と対照すれば明らかなように，それを整理し敷衍したものであった。ただ，「重要検討事項(案)」では，「開拓青年義勇隊」ではなく，「青年義勇軍」となっていた。関東軍が，こうした二様の呼称を用いたのは，新たな呼称を案出しようとしていたことを意味しない。なぜなら，渡満後の呼称として「満州開拓青年義勇隊」を用いることは，義勇軍創設当初から関東軍の意向としてあったからである³⁾。

この点に関わって，「日鮮滿移民懇談会」(1939年1月7，8日)にあらわれた移民の呼称に関する意見について触れておきたい。その意見とは，宗光彦(第2次移民団長)が表明したもので，「移民」という呼称の変更を希望するものであった。すなわち，宗によれば，「今日使用サレテ居ル満州移民」という呼称は，「通念的」に南米移民等と同様に考えられ，それについて「移民其レ自身ニ於テモ嫌ナ感」を抱いているため，「移民ノ文字ヲ廢シ適当ナ字句ニ訂正願ヒタイ」ということであった⁴⁾。山崎芳雄(第1次移民団長)も同様趣旨の意見を述べていた⁵⁾。また宗は，呼称変更の必要性を強調すべく，「特ニ青少年義勇軍ガ満州ヘ来テ義勇隊トナルノミニテモ青少年ニ精神的ニ大キナ影響カアル」⁶⁾とも述べていた。宗は，義勇軍については，渡満後も「満蒙開拓青少年義勇軍」という呼称を維持することを求めていたわけであるが，これは，先に見たように関東軍の採るところとはならなかった。一方，「移民」に代わる「適当ナ字句」は，同懇談会においてではないが，案出された。「開拓民」がそれである。すなわち，「移民根本国策基本要綱」における「移民」，「移民団」，「農業移民」，「移民政策」等の字句は，それぞれ「開拓民」，「開拓団」，「開拓農民」，「開拓政策」等と改められ，標題も「満州開拓根本政策基本要綱案」との如くなったのであった⁷⁾。関東軍は，「開拓民」なる字句に，移民要員を確保する上での言わば吸引力としての有効性を恐らく見出したに違いない。

ところで，さきにも触れたが，成案である「基本要綱」の主な義勇軍関係規定は5項目である。次節で明らかになるように，その5項目はすべて，文言の異同こそあれ，「基本要綱案」で提示されていたのである。5項目のうち，4項目は，さきに示した「開拓青年義勇隊」の項の第1～4項である。残りの1項目は，「開拓青年義勇隊」の項とは別の，「商，工，鉦其ノ他開拓民」に関する条項にある。すなわち，「右特殊開拓民ノ招致ニ付テハ一般農業開拓民トノ関係調整ニ留意ス，特ニ青少年義勇軍ト技術工見習要員トノ募集訓練等ニ付テハ統制連繫ノ方途ヲ講スルモノトス」⁸⁾との規定の後半のくだりである。ここでは，「基本要綱案」と「基本要綱」の規定の照応関係を確認するとどめ，次に，「義勇隊組織要綱案」を見よう。

「義勇隊組織要綱案」は，「方針」と「要領」から成り，「方針」には次の如くあった。

「青年義勇隊ハ東亜協同体創成ヲ日途トスル道義的大陸政策ノ拠点タル満州国ノ生成発展就中其ノ青年組織ノ中核トシテ將又各種移民ノ基底トシテ日滿一体共同ノ根本国策トス

右目的達成ノ為青年義勇隊訓練所ヲ設置ス⁹⁾(圈点——引用者)

そして、「要領」は、「一、青年義勇隊訓練所」「二、訓練所ノ種類並移行要領」「三、基本訓練所並ニ実務訓練所ノ組織並ニ編成」「四、訓練内容」「五、指導者」「六、訓練生」の6項目にわたっていた¹⁰⁾。

同案における関東軍の構想の特徴は以下の5点に集約される。

第1に、「青年義勇隊」として組織すべき対象を「内地」の日本人青少年以外にも拡大したことである。「義勇隊組織要綱案」は、「青年義勇隊ハ日本内地ニ於テ組織サレタル青年層ヲ母胎トシ結成」するとしつつも、「訓練生」には、「概ネ十六歳ヨリ十九歳迄ノ日本内地人青年ニシテ内地訓練課程ヲ修了セルモノ」のほかに、「在滿日本内地人ノ子弟ニシテ特ニ詮衡ヲ経タルモノ」・「其ノ他訓練ヲ委託セラレタル者^(マツ)」をも含めていた。さらには、「基本要綱案」の第4項にある「協同訓練」の実施のために、中国人・朝鮮人青少年の入所も考えられていた。「義勇隊組織要綱案」は、「優秀ナル滿鮮人子弟ヲ入所セシメ共同訓練ヲ実施シツツ訓練生相互ニ其ノ国民性、言語ニ親シマシメツツ将来民族協和ノ契子トシテノ機能ヲ培養スル」と規定していた。これは、日本人移民とそれを軸として統御されている中国人・朝鮮人との関係の、言わば原基の如きものを形成することに他ならない。

第2に、以下のような文言を「青年義勇隊綱領」として掲げたことである。

- 「一、我等ハ天組ノ宏謨ヲ奉体シ滿州建国ノ聖業ニ挺身ス
 二、我等ハ民族躍進ノ先驅者トシテ八紘一字協和ノ大道ヲ邁進ス
 三、我等ハ智徳ノ並進ニ努メ輕侮詭激ヲ矮メ五族楽業ノ誼ヲ篤クシ以テ大東亜文化ノ興隆ヲ期ス」(圈点——引用者)

これは、1938年11月に滿州拓植公社が作成した「訓練方針(案)」の掲げた「訓練綱領」を、圈点を付した部分を挿入して改定したものであった¹¹⁾。「協和」を強調し、「輕侮詭激ヲ矮メ」ざるを得ない事態の進行を看取し得る。

「義勇隊組織要綱案」と相前後して策定されたと思われる「康徳六年度(1939年度——引用者)訓練実施要領」も、「訓練方針(案)」と同様の「訓練綱領」を掲げているのだが¹²⁾、両者とも、いわゆる「義勇軍綱領」(後掲)を前提としていた。その点で、この「青年義勇隊綱領」の掲記は注目すべきことであつた。

第3に、訓練終了後の措置について、農業移民以外への配分を志向したことである。すなわち、「義勇隊組織要綱案」は、「訓練所ノ卒業生ハ農業移民トシテ定着セシムルヲ第一義トスルモ卒業生ノ性能特技ヲモ考慮シ之カ育成ニ努メ広ク産業開発並ニ諸般ノ人的資源ノ養成ヲ目途トス」と記したのである。この点、「青年義勇隊訓練所指導経営要綱」も、訓練終了後は「訓練生ノ特質、兵役関係、入植地其ノ他諸般ノ関係ヲ考慮シテ機宜ノ措置ヲ講スル」¹³⁾との如く、農業移民としての定着以外の可能性を示唆してはいた。とはいえ、これは、同要綱の設定した訓練所の内容からすれば、農業移民としての定着を前提とした「機宜ノ措置」と見るべきであろう。その点で、「産業開発並ニ諸般ノ人的資源ノ養成」を明確に志向したことは注目すべき変化であつた。

第4に、訓練所として「基本訓練所」と「実務訓練所」を設定し、後者をさらに甲乙丙の3種に区分したことである。従来、訓練所は基本的に、「建国農民タルノ基本的訓練」を実施する「大

訓練所」と、「大訓練所ノ基本訓練ト一貫シ更ニ農事實際訓練ヲ徹底」する「小訓練所」の2種類であった¹⁴⁾。

「大訓練所」に照応する「基本訓練所」は、訓練期間は1年で、訓練目的を「基本的国民訓練」の実施とした。「小訓練所」に照応する「実務訓練所」は3種に区分したが、訓練期間はいずれも2年とした。「実務訓練所」の区分は、さきの「重要検討事項（案）」にも示されていたように、訓練目的・入植形態・施設の態様によるものであった。まず、「甲種実務訓練所」と「乙種実務訓練所」は、従来の「小訓練所」と同様、「農事實際訓練」を目的としていた。前者には、「該訓練所施設並ニ用地ヲ其ノ儘移住地トシテ集团的ニ入植定着スヘキ青年」を収容するとした。ここにいう「集团的」の規模は、「一個中隊即チ三〇〇名」であった。これに対し後者は、「農業移民トシテ集団、集合、分散ノ各移行要領ヲ以テ入植定着スヘキ青年」を収容するのだが、前者と違って「固定的ナル訓練所施設」であった。つまり、「訓練終了後他地方へ移住セシムルコトヲ目標トスルモノ」（「基本要綱案」）であった。「青年義勇隊訓練所指導経営要綱」が「小訓練所」については「為シ得ル限り当該地区ニ入植定着ヲ行ヒ得ル様考慮シ其位置施設等ヲ決定スル」¹⁵⁾としていたことからすれば、訓練目的を同じくしながら二様の訓練所を設定したのは注目すべきことであった。なお、この甲種・乙種の区分は、「基本要綱」の公表を待たずして、その策定作業と並行する1939年度の訓練所設置計画に適用されるのであるが、この区分の設定の意味については次節で検討する。残る「丙種実務訓練所」は、甲種・乙種とはまったく異なり、「基本訓練所卒業生中技術的特技ヲ有スル者ニ対シ専門的特殊訓練ヲ実施シ広く鉦工部門ニ必要ナル人的資源ノ養成ヲ目的」としていた。また、「其ノ数ハ全訓練生ノ概ネ一割ヲ予想ス」と、訓練生数の目処を記したことも「実務訓練所」とは異っていた。

第5に、「青年義勇隊ノ指導訓練ヲ一体的統制ノ下ニ実施」するため、「青年義勇隊訓練本部（仮称）」なる「強力ナル指導統制機関」（「基本要綱案」）の新設を計画したことである。「義勇隊組織要綱案」は、この「青年義勇隊訓練本部（仮称）」が「基礎訓練所ヲ直営シ実務訓練所ヲ指導監督」するとした。また、「実務訓練所」の経営は、甲種は満州拓植公社、乙種は満州国政府地方機関及び南満州鉄道株式会社の鉄道総局があたり、丙種は、「政府若クハ技術員ヲ必要トスル機関」があたるものとした。従来は、訓練所の統轄機関はなく、訓練所の「指導経営」は、「大訓練所」については満州拓植公社があたり、「小訓練所」は、満州拓植公社と鉄道総局があっていた。

以上、「義勇隊組織要綱案」を中心に、「満州現地案」における関東軍の構想を見てきた。次項で明らかになるように、これは「基本要綱」及びその「付属書」にほとんど盛り込まれる。

ところで、「満州現地案」の義勇軍関係諸案の中に、「大日本報国青少年義勇軍運動実施要領（参考案三）」という試案にとどまった案がある。関東軍は同案を積極的に「基本要綱」に盛り込む意図は持っていなかったようで、三品少佐によれば、「思付ノ程度」¹⁶⁾であった。同案は「基本要綱案」・「義勇隊組織要綱案」のように「基本要綱」・「付属書」に直接連なるものではないけれども、「基本要綱」・「付属書」の基底に潜在する構想を示すという意味において、同案に触れておきたい。

「大日本報国青少年義勇軍運動実施要領（参考案三）」¹⁷⁾の主旨は、「既存青年団体ヲ解体」して、「大日本青年層組織ノ再編成」を図ることであった。「大日本報国青少年義勇軍」に組織する対象は10～25歳の男女青少年で、それは「青年義勇隊」（16～25歳、女子は22歳まで）、「少年義勇隊」（10～15歳）、「学生義勇隊」（年齢不問）の3種に区分されていた。そして、同案は、この「大

日本報国青少年義勇軍」の「実践項目」として以下の6項目を掲げていた。

- 「(一) 大日本肇国精神ノ昂揚ヲ期スルト共ニ防共工作ノ実践化
- (二) 東亜新秩序建設ニ任スヘキ人格ノ陶冶
- (三) 開拓精神ニ則ル団体訓練ノ実施
- 四 有事対策施設ノ恒久的平常化
- 五 青少年動員訓練実施
- 六 前衛義勇軍並ニ盟邦青少年団体ト内地義勇軍トノ交歓訓練」(圈点——引用者)

ここに明らかなように、「大日本報国青少年義勇軍」とは、対中国侵略戦争に則応する軍事的訓練組織であったわけだが、義勇軍はこの「大日本報国青少年義勇軍」の「前衛義勇軍」として位置づいていた。「大日本報国青少年義勇軍運動実施要領(参考案三)」に含まれた「提唱之辞(案)」は、義勇軍が「我等前衛部隊ノ後衛タランコトヲ希ム」という形式で「大日本報国青少年義勇軍」の結成を訴えるものであったのである。

「大日本報国青少年義勇軍運動実施要領(参考案三)」において、関東軍が「大日本報国青少年義勇軍」の「前衛」に義勇軍を据えたのは、義勇軍をこの軍事的訓練組織の範型と考えるからに他ならない。同案には、「基本要綱案」・「義勇隊組織要綱案」の具体化によって再編すべき「青年義勇隊」に対する関東軍の期待を看取し得るのである。

注

- 1) 「青年義勇隊訓練所指導経営要綱」については、拙稿『満蒙開拓青少年義勇軍』の創設過程(北海道大学『教育学部紀要』第45号, 1984年12月, 所収)を参照されたい。
- 2) 前掲『会議要録』, 「付録」6~7 ページ。
- 3) 前掲拙稿(前掲『教育学部紀要』第45号, 218 ページ) 参照。
- 4) 『移民懇談会々議概要』(開拓自興会所蔵), 11ページ参照。
- 5) 同上書, 17ページ参照。
- 6) 同上書, 11ページ。
- 7) ただし, 「参考資料案」の諸案では修正されていない(前掲『会議要録』, 「付録」11~75ページ参照)。

なお, 呼称の変更は, 「準備委員会」で諒承された(同上書, 99~104ページ参照)。
- 8) 同上書, 「付録」6 ページ。
- 9) 同上書, 「付録」41ページ。
- 10) 同上書, 「付録」41~45ページ参照。

なお, 以下では, 同案の引用箇所は特に注記しない。
- 11) 「訓練方針(案)」との異同は, 圈点部分以外は, 第3項の「五族楽業」が「民族協和」となっていることである(満州拓植公社『満州開拓青年義勇隊 訓練方針(案) 教学事項(案)』, 1938年11月, 2 ページ参照。なお, この文書は佐藤秀夫氏の御教示による)。
- 12) 満州拓植公社訓練局『康徳六年度訓練実施要領』, 1 ページ参照。

ただし, 字句に若干の異同がある。同要領では, 「宏謨ヲ奉体シ」が「宏謨ヲ奉シ」, 「大東亜文化ノ興隆ヲ期ス」が「大東亜文化ヲ期ス」となっている。

なお, 同文書の策定年月日は不明である。ただ, 全国拓友協議会編『写真集, 満蒙開拓青少年義勇軍』(家の光協会, 1975年)の「満蒙開拓青少年義勇軍略年表」によると, 1939年2月3日の項に「義勇隊の訓練大綱決定」とある(166ページ)。これは同文書の策定のことかもしれない。

- 13) 産業部拓政司『拓政関係例規集』, 1938年, 21ページ。
 14) 同上。
 15) 同上。
 16) 前掲『会議要録』, 53ページ (1939年4月6日, 「準備委員会」第4分科会第1読会)。
 また, 次のような記述を見出すことができる。
 「(三) 寮母, 花嫁, 大日本青少年報国運動
 (満州国)之ハ単ナル参考案ナリ (質疑ナシ)」
 (1939年4月1日, 「準備委員会」第1分科会第1読会, 同上書23ページ)
 17) 全文は, 同上書, 「付録」47~49ページ参照。以下の引用はすべて同書からである。

3. 「満蒙開拓青少年義勇軍」と「満州開拓青年義勇隊訓練所」

本節では, 「満州開拓政策基本要綱」及びその「付属書」の「六 満州開拓青年義勇隊 (満蒙開拓青少年義勇軍)ニ関スル件」を検討する。1. で述べたように, 「基本要綱」及び「付属書」の策定過程には, 「満州現地案」(「満州開拓根本政策基本要綱案」及び「満州開拓青年義勇隊組織要綱案」)の外にそれを基礎に拓務省が立案した「拓務省試案」(「満州開拓根本政策基本要綱案」及び「満州開拓青年義勇隊要綱案 (満蒙開拓青少年義勇軍)」)がある。「拓務省試案」については, 検討を進める中で触れることにする。

まず, 「基本要綱」を見ておこう。「基本要綱」の「基本要領」の規定が「満州現地案」に基づいていると前項で述べた。ここで, そのことを確認するため, 「基本要綱」の「開拓青年義勇隊」の項を以下に掲げる。

「開拓青年義勇隊ハ主トシテ日本内地人青少年ヲ以テ結成シ, 民族協和ノ中核トシテ満州国ノ生成発展ニ寄与スベキ各種開拓民, 特ニ開拓農民ノ基底タルノ資質ヲ育成訓練シ以テ日滿不可分関係ノ鞏化ニ資スルモノトシ特ニ其ノ重要性ニ鑑ミ之ガ指導経営ニ関スル方策ヲ確立ス, 其ノ要領左ノ通トス

(一) 管理運営ノ主体ヲ確定ス

- (イ) 満州開拓青年義勇隊訓練本部ヲ新京ニ設置ス
- (ロ) 訓練本部ハ之ヲ日滿両国開拓関係機関ノ協力合作ニナル指導統制機関タラシメ義勇隊訓練ノ一貫の指導統轄ニ当ルモノトス
- (ハ) 訓練本部長ハ日滿両国政府ノ協議決定セル者ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
- (ニ) 基本訓練所ハ訓練本部経営スルモ, 其ノ指導訓練, 施設, 管理等ニ関シテハ前記合作機能ヲ有効ニ發揮セシムル様措置ス
- (ホ) 其ノ他ノ訓練所ノ施設, 管理及運営ハ夫々適當ナル機関ヲシテ之ニ当ラシムルモノトス

(二) 訓練所ノ種別, 態様ヲ確定ス

基本訓練所ト実務訓練所トニ分チ, 後者ヲ左ノ如ク区分ス

- (イ) 訓練終了後開拓農民トシテ当該訓練地ニ定着セシムルコトヲ目標トスルモノ
- (ロ) 訓練終了後開拓農民トシテ他地方へ移住セシムルコトヲ目標トスルモノ
- (ハ) 技術其ノ他ノ特殊訓練ヲ施スモノ
- (ニ) 日本ニ於ケル募集訓練ヨリ現地訓練及定着ニ至ル迄脈絡一貫セル指導精神ヲ保持シ,

内地訓練、現地各種訓練ヲ実施ス

四 青年義勇隊中ニ各民族ヲ包含シ、協同訓練セシムル様工夫ス

五 青年義勇隊ト少年工要員ノ募集訓練ニ関シテハ統制連携ノ方途ヲ講ズルモノトス¹⁾

第1項の措置の具体化と全体の文言の整序という点を除けば、前項に示した「満州現地案」の「基本要綱案」の規定通りであることが明白である。このことは逆に、これらの方針を関東軍が堅持したいと考えていたということを示している。拓務省はそれを全面的に受け入れたわけである。

次に「付属書」を見よう。

「付属書」は、冒頭に以下のような文言を「綱領」として掲げた。

「一、我等ハ天祖ノ宏謨ヲ奉ジ心ヲ一ニシテ追進シ身ヲ満州建国ノ聖業ニ捧ゲ神明ニ誓ッテ
天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

一、我等ハ身ヲ以テ一徳一心民族協和ノ理想ヲ実践シ道義世界建設ノ礎石タランコトヲ期ス²⁾（「付属書」六の一）

そして、「満蒙開拓青少年義勇軍ハ右綱領ノ下ニ参加スル十六歳乃至十九歳ノ日本内地人青少年ヲ以テ結成ス」（「付属書」六の二）、「義勇軍ハ渡満ト共ニ満州開拓青年義勇隊訓練所ニ分レテ義勇隊ヲ編成ス」（「付属書」六の三）と規定した³⁾。

こうした「綱領」の掲記と組織規定の体裁は、「拓務省試案」の反映であった。「拓務省試案」の「満州開拓青年義勇隊要綱案（満蒙開拓青少年義勇軍）」⁴⁾において拓務省が意図したのは、「満州現地案」（「義勇隊組織要綱案」）に「満蒙開拓青少年義勇軍」を位置づけることであった。「拓務省試案」の大略を示せば、同案は、まず「満蒙開拓青少年義勇軍」の項を立てて「義勇軍綱領」を掲げ、「義勇軍ハ日本内地人青少年層ヲ母胎トシ右綱領ノ下ニ参加スル十六歳ヨリ十九歳迄ノ者ヲ以テ結成」するとした上で、「満州現地案」ではほとんど閑却された「義勇軍訓練所」における「内地訓練」の意義づけを記した。そしてそれとは別に「満州開拓青年義勇隊」の項を設け、「義勇軍ハ渡満ト共ニ各義勇隊訓練所ニ分レテ義勇隊ヲ編成スルモノトス」・「義勇軍ト義勇隊ノ綱領及編成ハ一体タルモノトス」と規定した上で、「義勇隊組織要綱案」の諸条項をほぼ踏襲した案文を掲げていた。「拓務省試案」にいう「義勇軍綱領」とは、言うまでもなく、義勇軍を義勇軍たらしめるものとして巷間に流布していた、上引した「綱領」の第1項の文言である。また、「義勇軍訓練所」が、加藤完治を所長とする「満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所」であることも言うまでもない。

さきに示したように、拓務省の意図するところは盛り込まれたわけだが、「綱領」は2項になっている。「付属書」が、「青年義勇隊綱領」でもなく、「義勇軍綱領」のみでもないような「綱領」を掲げるに至った契機は、「拓務省試案」が提出された「準備委員会」第1分科会の第3議会（1939年5月11日）にあった。『満州開拓政策に関する内地側会議要録』によれば、「満州現地案」の「青年義勇隊綱領」を替えた根拠を質問した陸軍省の高橋柳太委員と山口乾治拓務局東亜第二課長との議論は、次のように帰着したという。

「三四ノ押問答ノ末、臨席セル拓務局長ノ裁定ニテ、内原綱領ヲ第一綱領トシ、現地案綱領ヲ

圧縮シテ単純化セルモノヲ第二綱領トシ、両者ヲ併用トスル事トシテ解決ス⁹⁾

成文化作業の過程はわからないけれども、「付属書」の「綱領」が2項となったのはこの結果であったのである。「圧縮シテ単純化」したものではあったが、「満州現地案」の「青年義勇隊綱領」は「付属書」に盛り込まれたのである。

ところで、「付属書」の組織規定は、「満蒙開拓青少年義勇軍」がすなわち「満州開拓青年義勇隊」であるということを示明したが、「義勇隊組織要綱案」では「日本内地ニ於テ組織サレタル青年層」は「満州開拓青年義勇隊」の「母胎」ではあってもそのすべてではなかった。同案がこの「母胎」に加えて、「訓練生」に含めたものについては、「満州開拓青年義勇隊ニハ満州現在ノ青少年ヲモ適宜参加セシメ得ル様措置シ、尚訓練所ニ於テハ訓練ノ委託ヲ受ケタル者ニ対シ之ヲ収容訓練スルコトアルモノトス⁶⁾」（「付属書」六の四）という規定で、その意図は維持されていた。

また、さきに「拓務省試案」が「義勇軍訓練所」における「内地訓練」の意義を記していると述べたが、「付属書」では、「内地訓練」に関する規定があるものの「義勇軍訓練所」は位置づかなかった。「付属書」は、「内地訓練」について、「心身ヲ鍛錬陶冶シ義勇軍タルノ資質ヲ錬磨スルト共ニ渡満ノ準備的訓練ヲ実施スルヲ以テ目的⁷⁾とすると記した（「付属書」六の二のハ）。この条項は「拓務省試案」に依拠したもので、これのほかにも、「義勇軍ノ指導訓練ノ統一ヲ期スル為行フ内地ニ於ケル訓練ハ大訓練所主義ニ依ルモノトシ当分満州移住協会ヲシテ義勇軍訓練所ヲ経営セシム⁸⁾」という条項が、「訓練ノ統一ヲ期スル為訓練所ハ大訓練所主義ニ依ルモノトス⁹⁾」（「付属書」六の二のロ）との如く盛り込まれていた。「基本要綱」の「内地訓練」に関する規定はこれらに尽き、そこには「義勇軍訓練所」という文言はまったく見ることができない。

次に、以上の如く規定した「満蒙開拓青少年義勇軍」を収容すべき「満州開拓青年義勇隊訓練所」について、「付属書」がどのように規定したかを見よう。

「付属書」は、「義勇隊訓練生ハ開拓農民タラシムルヲ第一義ト為スモ（中略）各種開拓民其ノ他諸般ノ要員ノ養成ニ付留意スルモノトス¹⁰⁾と、「義勇隊組織要綱案」の訓練終了後の措置に関する条項を改訂して掲げ、各種訓練所の態様を規定した（「付属書」六の三）。「義勇隊組織要綱案」で設定された訓練所はすべて盛り込まれていたが、それ以外のものも規定していた。

まず、「基本訓練所」について、「付属書」は「基礎訓練ヲ実施スルト共ニ（中略）満州国一般事情ニ通ゼシムルヲ目的」とするとし、ここで「訓練生ノ適性特質ヲ査覈シ、各種開拓民、幹部要員其ノ他ヘノ配分ニ付考慮」するとした¹¹⁾。ここに言う「配分」は、次にのべる「実務訓練所」への移行のみを意味していたわけではない。例えば、「基本要綱」の公表以前の1939年9月には、「陸軍興安軍官学校」への「配分」が行なわれていた。同校は「蒙古人部隊ニ属セシムル軍官軍士タルベキ者¹²⁾」を養成するためのもので、入校する訓練生は、「興安軍蒙古少年隊幹部要員¹³⁾」になることを期待された。この時には、5つの「大訓練所」から推薦された10名のうち8名が合格し、同年9月末入校した¹⁴⁾。こうした措置がこれ以後どのように展開したのかわからないけれども、少なくともこの時点においては、「諸般ノ要員ノ養成」の一端を示す事態であった。

「基本訓練終了生」が移行する「実務訓練所」は、「訓練修了後開拓農民トシテ当該訓練地ニ定着セシムルコトヲ目標」とする「甲種」、「訓練修了後開拓農民トシテ他地方ヘ移住セシムルコトヲ目標」とする「乙種」、そして「開拓農民以外ノ者トシテ特殊訓練ヲ施スヲ目標」とする「丙種」の3種類であった¹⁵⁾（「付属書」六の三のロ）。ただし、「丙種実務訓練所」は更に2つに区

分された。ひとつは、「重要鉱工部門ニ於ケル基幹技術員ヲ養成スルモノ」¹⁶⁾ (同前)であり、「義勇隊組織要綱案」が「鉱工部門ニ必要ナル人的資源ノ養成ヲ目的トス」と規定した訓練所である。さらにひとつは、「義勇隊組織要綱案」にはなかった、「将来義勇隊又ハ開拓団指導員、医師、教員其ノ他トシテ養成スベキ者ニ対シ基礎教育ヲ施シ上級ノ専門的教育ヲ受クルノ基礎ヲ培養スルモノ」¹⁷⁾ (同前)である。ここに言う「指導員」とは、義勇軍の場合は、中隊長のほか教学・農事・教練・庶務・經理・特科の各幹部、移民団の場合は、移民団長のほか農事・畜産・警備・經理・保健(医師)の担当者のことである¹⁸⁾。各種指導員の確保は、移民関係機関にとって終始「移民事業達成上喫緊ノ事項」¹⁹⁾でありつづけた。また、各移民地に必須の医師や教員も同様であった²⁰⁾。この訓練所の設定は、これらの要員を確保する窮余の一策であった。

ところで、「丙種実務訓練所」の設定は、「重要検討事項(案)」以来の関東軍の方針であり、それは農業移民以外への配分に対する志向の端的な徴証であった。「義勇隊組織要綱案」を審議した「準備委員会」において、この「丙種実務訓練所」の設定は、義勇軍の性格づけと関わって議論を呼んだ。第1分科会の第2読会(1939年4月11日)においては、商工省の委員を中心にして、商工業方面への配分を増し訓練もそちらに重点を置くことを希望する意見が相つぎ、農業移民として定着させるという主目的の再考を移民関係機関に促した。これに対し、例えば満州拓植公社の喜多一雄委員は、そうした形勢を押しとどめる如く、次のように述べていた。

「義勇隊ノ本質ハ飽迄開拓農民ニ置カネバナラヌ。(中略)彼等(農民の子弟——引用者)ハ争ッテ他ノ職業部門ニ流出シタガルノガ実情デアリ、若シ此義勇隊モ募集時期等ニ、直チニ自由ノ職業ニ赴ケ等ト宣言スレバ、農業者タルベキ志望ヲ幾人ガ持続スルカハ疑問デアル。ソコデ(中略)訓練過程ニ徐々ニ彼等ニ、農業者の自覚ト其方向ヘノ熱情ヲ湧起セシメネバナラナイ。(中略)現地ノ事ハ現地ガ最モ知悉シテ居リ、関東軍ガ其一割ヲ協議ノ上諒承シテ居ルノダカラ、内地ノ各機関ガ兎ヤ角云ハヌデモ宜イデハナイカ。現地ガ真ニ⁽⁷⁾工⁽⁸⁾鉱⁽⁹⁾青少年ヲ大量ニ要求スルナラ関東軍ガ云ヒ出スダラウ」²¹⁾

農業移民として定着させることを「第一義」としながら「諸般ノ要員ノ養成」をも志向することは、義勇軍組織の内に「農業者の自覚」の動揺を招く可能性を抱えこむという点で、撞着した措置であったのである。

「付属書」は、以上の「基本訓練所」・「実務訓練所」のほかに、「特別訓練所」について規定した。「特別訓練所」は、「心身ノ状態其ノ他ノ事情ニ由リ一時的收容訓練又ハ特別ノ訓練ヲ必要トスル者」²²⁾ (「付属書」六の三の㊦)を入所させるという位置づけの訓練所で、「基本訓練所」・「実務訓練所」とは異質のものであった。これは「拓務省試案」の規定に基づいており、そこでは、「訓練生ノ一時的收容又ハ虚弱訓練生ノ療養等ノ特殊ノ目的ノ下ニ設置スル」²³⁾との如く記していた。「特別訓練所」は、「大訓練所」の代替訓練所として「短期滞留間ノ訓練若ハ訓練過程ニ於ケル臨機発生ノ事態ニ対スル応急收容」²⁴⁾のために創設初年度から設置されていた。「義勇隊組織要綱案」は明記していなかったとはいえ、「重要検討事項(案)」はそれを「プール」と表現していたのであり、「特別訓練所」の必要性は関東軍も認めていたのである。また、さきに触れた「康徳六年度訓練実施要領」によれば、「一般ニ伍シ訓練困難ナル訓練生」については「保護教育班」なるものに編成して訓練を実施するのであるが、同要領は、「保護教育班ハ、将来特ニ独立訓練所ノ設立ヲ考慮」すると記していた²⁵⁾。つまり、すでに創設2年目の段階で「一般ニ伍シ

訓練困難ナル訓練生」が無視し得ない規模で存在していたのであり、しかも移民関係機関は、「独立訓練所ノ設立ヲ考慮」しなければならぬほどそうした訓練生が増加するとの見通しを持っていたということである。

「基本要綱」の「付属書」は、「満蒙開拓青少年義勇軍」を収容すべき「満州開拓青年義勇隊訓練所」を以上の如く規定したのであった。

注

- 1) 前掲『審議会会議録』, 27~28ページ。
- 2) 同上書, 37ページ。
- 3) 同上。
- 4) 同案の全文については、前掲『会議要録』, 「付録」102~107ページ参照。以下の引用はすべて同書からである。
- 5) 同上書, 101ページ。
- 6) 前掲『審議会会議録』, 39ページ。
- 7) 同上書, 37ページ。
- 8) 前掲『会議要録』, 「付録」103ページ。
- 9) 前掲『審議会会議録』, 37ページ。
- 10) 同上。
- 11) 同上書, 37~38ページ。
- 12) 「陸軍興安軍官学校綱領要約」(1939年10月12日付各支庁長・市町村長・職業紹介所長宛学務部長通牒「青少年義勇軍現地訓練生ノ興安軍官学校入校ニ関スル件」別記、『北海道庁公報』第2017号)。
- 13) 「青少年義勇軍現地訓練生ヲ興安軍官学校ニ入校セシムル件」(同上)。
- 14) 満州移住協会『拓け満蒙』第3巻第12号, 1939年12月, 88~89ページ参照。記事名は、「蒙古草原に播いた八粒の種 義勇軍から興安軍官学校へ入学」(秋田勇太郎・記)である。
- 15) 前掲『審議会会議録』, 38ページ。
- 16) 同上。
- 17) 同上。
- 18) 「付属書」「八, 指導員選定及養成ニ関スル件」(同上書, 40ページ)参照。
- 19) 「指導員補充養成要綱案」(「満州現地案」) (前掲『会議要録』, 「付録」13ページ)。
- 20) 例えば「準備委員会」第3分科会の第1読会(1939年4月8日)では、「移民地医療整備要綱案」(「満州現地案」)に関わって次のようなやりとりがあった。
山口委員「満州ノ医学校及医科学生数並ニ満州国内ノ医師需要数ニ付, 説明サレタイ」 小坂技師「三, 四校アルガ, 通ジテノ毎年度卒業生数二百名足ラズデアアルガ, 満州国ガ国民医療衛生維持ノ為ニ毎年需要スル医師数ハ四百名位デアアル。更ニ移民地ニ年々一五〇名位必要トナルカラ, 合計六百足ラズ要求サレル訳デ, 医者饑饉ノ状況ダ」 山口委員「斯様ナ情勢ノ下デ, 差当リ満州国ノ医学卒業生中, 義勇隊訓練所ニハドノ位配給サレル予定カ」 小坂技師「具体的見透シハ立タヌ」(前掲『会議要録』, 44ページ)。
- また、教員については、逸見勝亮「師範学校『特別学級』について」(北海道大学『教育学部紀要』第32号, 1978年11月, 所収)を参照のこと。
- 21) 前掲『会議要録』, 72~73ページ。
- 22) 前掲『審議会会議録』, 39ページ。
- 23) 前掲『会議要録』, 「付録」106ページ。
- 24) 「青年義勇隊訓練所指導経営要綱」(前掲『拓政関係例規集』, 22ページ)。
- 25) 前掲『康徳六年度訓練実施要領』, 44ページ。

III. 「満州開拓青年義勇隊訓練所」の配置

1940年4月1日、満州国政府は、「満州開拓青年義勇隊訓練本部ニ関スル件」(勅令第47号、3月29日公布)に基き、「満州開拓青年義勇隊訓練ノ指導統轄」を主たる業務とする訓練本部を「新京」に設置した¹⁾。訓練本部には、訓練本部長の下に、総務部(庶務・人事・会計・企画・弘報の各科)、管理部(補給・建設の各科)、訓練部(教務・教学・教練・農事・保健の各科)の3部12科のほか²⁾、「督務室」なるものを置いた。「督務」は本部長直属の職員で、「義勇隊訓練所の訓練綱紀及経営の状況を督察」³⁾することを専掌するものであった。1940年度は、この訓練本部の下で、訓練所の新設・改編が進む。

まず、これまでの訓練所設置状況を概観しておく、創設初年度の1938年度には、「大訓練所」が5カ所、「特別訓練所」が2カ所、「鉄道自警村訓練所」が10カ所に設置された。翌1939年度には、これらに加えて、「大訓練所」及び「特別訓練所」が各1カ所、「甲種小訓練所」が13カ所、「乙種小訓練所」が6カ所、「鉄道自警村訓練所」が10カ所に増設された。これらの訓練所のうち、「大訓練所」、「特別訓練所」及び甲乙2種の「小訓練所」は満州拓植公社(以下、満拓公社と略記する)が経営し、同社の訓練局(1938年12月設置、それ以前は経営部訓練課)が管理・運営を主管した。また、「鉄道自警村訓練所」は南満州鉄道株式会社(以下、満鉄と略記する)が経営するもので、関係業務の主管課は鉄道総局附業局拓植課(1939年4月設置、それ以前は附業局産業課)であった。「鉄道自警村」とは、満鉄が「自ラノ鉄道防衛及沿線ノ文化、産業ノ開発」のために「鉄道ノ要点」に1935年以来設置してきたもので、「満州ニ於ケル除隊兵」で組織し「農耕ノ傍ラ交替制ニヨリ(中略)自警村所在駅及附近線路ノ警備」にあたらせることを目的としていた⁴⁾。だが満鉄は、義勇軍創設の端緒である「青年農民訓練所(仮称)創設要綱」(1937年7月15日)の策定を機に、それまでの除隊兵による「鉄道自警村」の形成を中止し、「鉄道自警村」に期待した「鉄道防備」の役割を義勇軍で代替することにしたのであった⁵⁾。それが、「鉄道自警村訓練所」である。

これらの訓練所の建設は、建設・需品業務を担う満拓公社自らが認めるように、1938年度においては、「事業創始ニ伴フ種々予期シ難キ事情ニ因リ実ニ多難ヲ極メ、予定計画ハ其ノ変更ヲ余儀ナクサレ」、翌年度も、「建設資材ノ調達並其ノ不円滑倍加シタルト且ツ夏期ハ意想外ニ雨量モ多く、予定通りノ建設ヲ見ルコト能ハズシテ相当部分ヲ繰延」ざるを得ない状態であった⁶⁾。とはいえ、ともかくも訓練本部の設置時には、「大訓練所」として4訓練所(1938年度設置のもので乙種に改編された訓練所が2カ所ある)、「特別訓練所」として3訓練所、「甲種小訓練所」として13訓練所、「乙種小訓練所」として8訓練所、「鉄道自警村訓練所」として20訓練所、計48訓練所が設けられていた(第2表)。

1940年度は、46訓練所の新設が、「基本要綱」の規定した種別に従って計画された。旧「大訓練所」・「特別訓練所」にあたる基本訓練所及び特別訓練所の新設はなく、すべて実務訓練所であった。その内訳は、甲種実務訓練所が22カ所、乙種実務訓練所が21カ所、丙種実務訓練所が3カ所であった。旧「甲種小訓練所」にあたる甲種実務訓練所は、従来通り満拓公社が経営した。乙種実務訓練所は、経営主体の違う2種類の訓練所で構成されていた。ひとつは、満拓公社が主管してきた旧「乙種小訓練所」にあたるもので、これは「基本要綱」により省・県が経営することになったのだが、実際の管理・運営は、訓練本部が基本・特別両訓練所と合わせて担当した⁷⁾。さらにひとつは、旧「鉄道自警村訓練所」にあたるもので、従来通り満鉄が主管するものであっ

た。乙種実務訓練所の新設計画のうち11カ所がこの訓練所なのであるが、乙種に区分されているとはいえ別種のものと言ってよく、呼称の点でも、「満州開拓青年義勇隊満鉄〇〇訓練所」（〇〇は訓練所の個別名称）との如く区分されていた（以下では、乙種のうち、満鉄経営のものは満鉄と記し、他を乙種と記す）。また、丙種実務訓練所としては、吉林人造石油株式会社が経営する

第2表 年次別訓練所新設数（1938～1940年度）

設置数 (種類別)	1938年度			1939年度					1940年度			
	大	特別	自警村	大	特別	甲種	乙種	自警村	甲種	乙種	満鉄(乙種)	丙種
	5	2	10	1	1	13	6	10	22	10	11	3
(設置省別)												
黒河	1 ⁽¹⁾						1	1		4	1	
北安	2 ⁽²⁾		2 ⁽⁶⁾	1		5		1	13	2	1	
三江			1			1			1			
東安	1 ⁽³⁾		2 ⁽⁷⁾			2	1	1	3	1		
牡丹江	1 ⁽⁴⁾					2	1	3	2	3 ⁽¹⁰⁾	1	
滨江		1			1	2			1		1	1
吉林			3				1	1				1 ⁽¹¹⁾
奉天		1 ⁽⁵⁾	1								1	1
龍江			1			1		1	1		1	
間島							1 ⁽⁸⁾					
錦州			1								2	
安東											1	
興安東								2 ⁽⁹⁾				
興安北							1		1		1	
興安南											1	

(注) 省別は1939年6月現在の行政区画による。

(注) (1) 翌年度乙種に改組

(2) 設置時は龍江省・滨江省に属する

(3) 設置時は三江省に属する

(4) 翌年度乙種に改組

(5) 1941年7月から新設の四平省に属する

(6) 設置時は龍江省に属する

(7) 設置時は三江省に属する

(8) 1941年度廃止

(9) 内1カ所は1941年7月以降興安南省に属する

(10) 内2カ所は翌年度、同省前年度設置の乙種に統合される

(11) 開設は1939年11月

(注) 満州国通信社『満州開拓年鑑』（康徳7年版，1940年）166～170ページ・（康徳8年版，1941年）339～443ページ，満州拓植公社『業務概要』（1940年）168～171ページ，満州開拓青年義勇隊訓練本部監理科『満州開拓青年義勇隊統計年報』（康徳8年度版，1941年）19～21ページより作成。

「吉林鉱工実務訓練所」、満鉄が経営する「奉天鉄道実務訓練所」、訓練本部が経営する「響導訓練所」の3訓練所が設置された。「吉林鉱工実務訓練所」は、「基本要綱」の発表に先立つ1939年11月に開所したもので、石炭液化事業関係の「基本技術者」の養成を目的としていた⁸⁾。「奉天鉄道実務訓練所」は技術部門の満鉄社員を養成するために1940年12月開設された⁹⁾。また、「響導訓練所」は、「高等普通教育ヲ主トシ更ニ高次ノ専門教育ニ必須ナル一般陶治」を施して将来の「義勇隊並ニ開拓ノ諸部門ニ於ケル指導者」の要員を確保することを目処として、1940年5月設置された¹⁰⁾。

こうして1940年度には、既設分を含めて、渡満後1年間の訓練をなす基本訓練所が4カ所、その代替機能を持つ特別訓練所が3カ所、これらの訓練所から移行する実務訓練所が、甲種35カ所、乙種18カ所、満鉄31カ所、丙種3カ所、計94カ所に各種訓練所が設置されるに至った。これらの訓練所の規模は、収容定員で言えば、基本・特別は、12,000人収容のものを筆頭に7,680人が1カ所、6,000人が4カ所、2,400人が1カ所とかなり大きい。甲種及び満鉄はすべて300人収容、乙種も300人収容のものが主であるが、4,500人収容(1カ所)・1,500人収容(2カ所)・1,200人収容(1カ所)・1,000人収容(1カ所)のものもあった。丙種は、「吉林鉱工」が500人収容、「奉天鉄道」及び「響導」がそれぞれ300人収容を目処に設置されていた¹¹⁾。これらは、訓練生の入退所を繰り返す固定施設という点で基本・特別、乙種、満鉄、丙種の各訓練所と甲種とを区別する。また、実務訓練所のうち甲種、乙種、満鉄は訓練終了後農業移民として定着させるといって丙種と区分される。

各種訓練所の省別分布状況は第3表の如くである。満州北部ないし東部への集中が明らかであり、とりわけ北安・東安・牡丹江の3省に訓練所の過半数が設置されていることがわかる。種類毎に見れば、甲種訓練所は北安省に集中し、これに次いで多い東安省、牡丹江省の分を合わせると、これら3省に約8割が設置されている。基本及び特別訓練所、乙種訓練所も甲種と同様の傾向にあるが、乙種の場合は殊に黒河省、牡丹江省への設置が特徴的である。これらに対し満鉄訓練所は、特定の省への集中は見られず、設置地域は分散している。丙種訓練所は、それぞれ別の省に設置されている。滨江省にあるのは「響導訓練所」であるが、これは設立当初から「当分哈爾濱特別訓練所内施設ヲ利用」¹²⁾することになっていたからである。他の設置省は、残りの2丙種訓練所を経営ないし主管する吉林人造石油株式会社(吉林市)及び満鉄鉄道総局(奉天市)の所在省である。

これらの訓練所の分布を集団移民(200~300戸)と集合移民(50~200戸)の入植状況(第4表)と比較してみよう。集団・集合移民においても、満州北部ないし東部への入植を主要な傾向として指摘できる。三江省への入植が最も多く、滨江省、東安省、北安省がそれに次いでいるが、計画では北安省が最大の入植予定地区であった。北安省の入植計画の中核は集団移民であり、かつ北安省は集団移民の最重点入植地区であったが、入植数は計画数の約3分の1にとどまっている。北安省は、訓練所が最も多く設置されており、なかでも訓練終了後農業集団移民として当該地区に定着する甲種訓練所の最大設置省である。さらに集団移民の入植状況と甲種訓練所の分布とを対比すれば、集団移民の入植数が最も多い三江省とそれに次ぐ滨江省は、甲種訓練所の設置数は多くない。また、集団移民の入植数では下位にある牡丹江省は、甲種訓練所の主たる設置省のひとつである。こうして見れば、甲種訓練所の設置状況には、集団移民の入植状況との相補関係を見出すことができる。甲種と同様に農業移民としての定着を目的とする乙種及び満鉄の各訓練所については、義勇軍は1人1戸を成すことになっているので在籍員数が入植戸数と同義で

第3表 訓練所及び訓練生分布状況(1941年3月末現在)

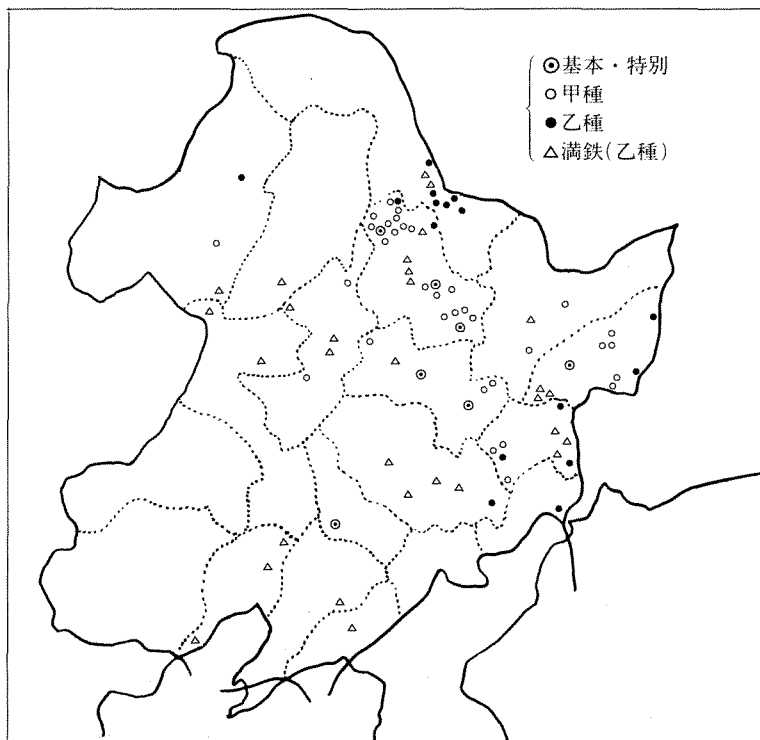
種類別 省別	基本・特別		甲種		乙種		滿鉄(乙種)		丙種		合計		
	設置数	在籍員数 (省総数比)	設置数	在籍員数 (省総数比)	設置数	在籍員数 (省総数比)	設置数	在籍員数 (省総数比)	設置数	在籍員数 (省総数比)	設置数	在籍員数	(総数比)
黒河					6	3,192 (86.7)	2	490 (13.3)			8	3,682 (100.0)	(9.7)
北安	3	5,485 (46.0)	18	4,557 (38.3)	2	576 (4.8)	4	1,301 (10.9)			27	11,919 (100.0)	(31.4)
三江			2	606 (67.9)			1	287 (32.1)			3	893 (100.0)	(2.35)
東安	1	1,836 (37.6)	5	1,426 (29.2)	2	775 (15.9)	3	842 (17.3)			11	4,879 (100.0)	(12.85)
牡丹江			4	1,071 (21.9)	5	2,778 (56.7)	4	1,050 (21.4)			13	4,899 (100.0)	(12.9)
浜江	2	2,435 (64.2)	3	751 (19.8)			1	252 (6.7)	1	354 (9.3)	7	3,792 (100.0)	(10.0)
吉林					1	1,384 (50.1)	4	991 (35.8)	1	390 (14.1)	6	2,765 (100.0)	(7.3)
奉天	1	274 (35.8)					1	230 (30.0)	1	262 (34.2)	3	766 (100.0)	(2.0)
龍江			2	533 (35.9)			3	953 (64.1)			5	1,486 (100.0)	(3.9)
間島					1	206 (100.0)					1	206 (100.0)	(0.5)
錦州							3	601 (100.0)			3	601 (100.0)	(1.6)
安東							1	273 (100.0)			1	273 (100.0)	(0.7)
興安東							2	598 (100.0)			2	598 (100.0)	(1.6)
興安北			1	309 (34.4)	1	313 (34.9)	1	276 (30.7)			3	898 (100.0)	(2.4)
興安南							1	289 (100.0)			1	289 (100.0)	(0.8)
合計	7	10,030	35	9,253	18	9,224	31	8,433	3	1,006	94	37,946	(100.0)

(注) 前掲『滿州開拓青年義勇隊統計年報』(康德8年度版), 19~21ページより作成。ただし, 北安省に設置された甲種には, 同書には記載されていないけれども前掲『滿州開拓年鑑』(康德8年度版, 340ページ)で設置を確認できるものを1カ所含めた。その訓練所の在籍員数(281人)は1940年12月現在の数値である。

第1図 満州図略図



第2図 訓練所分布概況 (丙種を除く)



(注) 「満州開拓農民入植図」(前掲『満州開拓史』付録)より作成。

第4表 集団移民・集合移民入植状況（1941年12月現在）

種類別 省 別	集 団				集 合				合 計				
	計画戸数	(割合)	現在戸数	(割合)	計画戸数	(割合)	現在戸数	(割合)	計画戸数	(割合)	現在戸数	(割合)	現在戸数 計画戸数
黒 河	—	—	—	—	350	(3.2)	92	(1.8)	(戸) 350	(%) (0.6)	(戸) 92	(%) (0.3)	(%) 26.3
北 安	12,100	(29.5)	3,965	(16.6)	220	(2.0)	142	(2.8)	12,320	(20.4)	4,107	(14.2)	33.3
三 江	8,900	(18.0)	6,187	(26.0)	1,520	(13.8)	753	(15.0)	10,420	(17.2)	6,946	(24.1)	66.6
東 安	5,900	(11.9)	3,767	(15.8)	1,060	(9.6)	514	(10.2)	6,960	(11.5)	4,281	(14.8)	61.5
牡 丹	3,200	(6.5)	1,210	(5.1)	930	(8.45)	375	(7.5)	4,130	(6.8)	1,585	(5.4)	38.4
浜 江	6,400	(12.9)	4,110	(17.3)	1,200	(10.9)	648	(12.9)	7,600	(12.6)	4,758	(16.5)	62.6
吉 林	2,900	(5.9)	1,989	(8.3)	2,555	(23.2)	1,401	(27.8)	5,455	(9.0)	3,390	(11.8)	62.1
奉 天	1,200	(2.4)	207	(0.9)	680	(6.2)	340	(6.7)	1,880	(3.1)	547	(1.9)	29.1
龍 江	6,300	(12.7)	1,837	(7.7)	200	(1.8)	137	(2.7)	6,500	(10.7)	1,974	(6.8)	30.4
間 島	500	(1.0)	110	(0.5)	1,460	(13.3)	352	(7.0)	1,960	(3.2)	462	(1.6)	23.6
錦 州	—	—	—	—	480	(4.4)	128	(2.6)	480	(0.8)	128	(0.4)	26.7
安 東	—	—	—	—	100	(0.9)	46	(0.9)	100	(0.2)	46	(0.2)	46.0
興 安 東	2,100	(4.2)	425	(1.8)	50	(0.45)	42	(0.8)	2,150	(3.5)	467	(1.6)	21.7
興 安 北	—	—	—	—	100	(0.9)	20	(0.4)	100	(0.2)	20	(0.1)	20.0
通 化	—	—	—	—	100	(0.9)	44	(0.9)	100	(0.2)	44	(0.2)	44.0
合 計	49,500	(100.0)	23,807	(100.0)	11,005	(100.0)	5,034	(100.0)	60,505	(100.0)	28,841	(100.0)	47.7

(注) 1941年7月設置の四平省の分は奉天省に含めた。

(注) 『満州開拓年鑑』(康德9年版), 1942年, 177～186ページ及び191～196ページより作成。

「満州」移民政策と「満蒙開拓青少年義勇軍」

ある点に違いないが、入植地が基本的に訓練所開設地と異なるのでこのような比較はできない。とはいえ、集団・集合移民の入植状況との対比では、黒河省、牡丹江省への設置をひとつの特徴点として見出し得るであろう。また、集合移民の入植状況と満鉄訓練所の設置地域の広がりとの間に相関関係を見出し得ないわけではない。集合移民は、入植に関する諸措置はほぼ集団移民に準じてはいたけれども、入植に際して「定着ヲ容易ナラシムル為地区ノ選定、施設ノ整備等ニ付考慮」¹³⁾された。つまり入植地は、「交通及治安ノ良好ナルト共ニ衛生、教育等ノ既施設ヲ容易ニ利用シ得ラルル如キ地区」¹⁴⁾が選定されていたのであって、それはとりもなおさず、満鉄がその行政権を1937年に満州国に「移譲」した「鉄道付属地」を中心とする交通・産業上の枢要地を意味していた。一方の満鉄訓練所は、「定着ヲ容易ナラシムル為」ではないけれども、「鉄道自警」を主目的として主要鉄道線の要所に設置されているわけで、自ずと集合移民と同様に設置省に広がりが出てくるのである。もとより、それは設置地区が重なり合っていることを必ずしも意味していない。例えば、最寄駅との距離を見れば、現在戸数の最も多い吉林省に入植した24個団の平均は10.4kmだが¹⁵⁾、同省の満鉄訓練所4カ所の平均は4.1kmであり¹⁶⁾、集合移民に比して鉄道との接近度が高い。この点は他の訓練所との間でも看取し得ることであって、満鉄訓練所(31カ所平均3.2km、最小1.0km、最大16.0km)は、例えば甲種訓練所(35カ所平均34.0km、最小0.5km、最大80.0km)や乙種訓練所(18カ所平均30.6km、最小0.5km、最大16.0km)とは、最寄駅との近接度合においても区別されるのである¹⁷⁾。

以上のような訓練所分布状況を主要設置省の側から概括すれば、各種訓練所の集中する北安省は、とりわけ甲種訓練所と大規模の基本訓練所の設置によって特徴づけられる。また東安省もほぼ同様の傾向にある。黒河・牡丹江・浜江・吉林の各省は、大規模の固定訓練所を有する点で共通し、就中、黒河省と牡丹江省は乙種訓練所の設置によって特徴づけられている。

では、こうした訓練所の分布にはいかなる意味があるのであろうか。設置省別あるいは種類別の分布傾向には何らかの企図が貫いているはずである。それを探ることによって、訓練所の種類別の設定、就中、「青年義勇隊訓練所指導経営要綱」策定時の訓練所構想になかった乙種訓練所の設定の意味を逆に明らかにしたい。当初は訓練所開設地に定着する甲種形態のものを主眼としていたことは既に述べたが、訓練目的を同じくしながら甲乙2種に分岐したことは、「訓練所」そのものに意味があることを示唆しているものであり、またそれは乙種訓練所にのみとどまることではなかった。そしてそれは、この時期の関東軍の対ソ戦略に関わっていた。

関東軍司令部は、「基本要綱」策定作業の開始に前後して、1938年12月10日、「国境方面に於ける国防的建設に関する要望事項」(以下、「要望事項」と略記する)を決定していた¹⁸⁾。これは、「対蘇諸準備の一斑」として「国防的建設」に関する諸施策の「集中徹底化」を図るために、「在満日本軍隊の増強対蘇作戦諸準備其他軍事の諸要請を勘案」した「重点地区」において推進すべき施策の要領を記したものであった。「重点地区」は、甲乙丙の3方面に分けて指定されており、もちろんすべて対ソ国境接境地帯であった。すなわち、甲方面は牡丹江省と黒河省、乙方面は間島省と興安北省、丙方面は三江省であった。そして、「交通通信航空諸機能の整備刷新」をはじめとする各般の施策とならんで移民に関する要領も記されていた。そこには、「日本移民並に善良なる鮮人移民及原住民は之を国境接帯に於ても定着せしめ一は以て銃後の培養力たらしむると共に他は以て各種の施策に活用し得しむ」とあり、さらに、「入植地に付ては局地的に軍の駐屯地、防禦營造物の關係其化諜報警戒監視等を考慮し各現地につき其実情に適應する様確定するものとす」とあった。その後、この「要望事項」は、「国境建設施策基本要綱案」(1939年2月13日、

「国境建設審議委員会準備委員会」決定)に盛り込まれた¹⁹⁾。そして、同案は「国境建設審議委員会」の審議を経て成案として確定し(5月11日)、1941年末を目処に6月から実行に移されたのであった²⁰⁾。この対ソ戦略体制の強化策は、「北辺振興計画」の名を冠して、移民政策及び産業開発5カ年計画とならぶ満州国の「三大国策」に定置された²¹⁾。

「国境建設施策基本要綱」は、「基本方針」と「基本要領」(12項)から成り、各条項は「要望事項」の文言を、その内容を若干敷衍しつつ整序したものであった。「要望事項」の「移民」の項は「開拓」となったが、さきに見た二様の文言はそのまま維持された。ただし、新たな文言も付け加えられていた。さきの移民の目的を示す文言に続いて、「特ニ従来ノ無住地帯ニ対シテモ開拓青年義勇隊及一般優良開拓民ノ積極的入植ヲ図リ前記企図ニ順応シ其ノ強化ニ努ム」、また入植地の選定指針を示す文言に続いて、「無住地帯ニ於ケル入植ニ付テハ特ニ慎重ニ之ヲ措置スルモノトス」と記されていた²²⁾。「無住地帯」とは、「原住民」を警察の監視下に置き反満抗日運動の根拠地化を防ぐための「集家工作」に伴って生まれるものであった。「無住地帯」への入植はこれまでもなかったわけではないが²³⁾、そこへの「積極的入植」によって「匪民分離工作」の徹底すなわち「原住民」の「無住地帯」化の徹底を図ろうとしたのであった。この「国境建設施策基本要綱」の移民関係条項は、「国境建設ニ即応スル移民方策要綱」(1939年2月10日)で敷衍されていた²⁴⁾。大きく7項にわたって記された要領の第1項には、「日本内地人移民ノ入植ヲ更ニ積極化ス」として、牡丹江・三江・黒河・興安北の各省毎の入植指針が掲げられていた。牡丹江省については、「集団移民ハ一般方針ニ従ヒ可及的入植ノ促進ヲ図ル」、「集合移民ノ積極的入植ヲ企図ス」など6点にわたって記しており、訓練所については、「無住地帯其ノ他適当ノ地帯ニ青年義勇隊ノ実務的訓練所ヲ可及的多数設置ス」との条項があった²⁵⁾。三江省は、「概ネ牡丹江省ニ準ズ」となっていた。黒河省については3点記していたが、第1に「青年義勇隊訓練所ノ整備拡充ヲ期ス」としていた。そして、興安北省については、「実情ニ即応スル営農方式ヲ考究シ移民ノ積極的入植ヲ企図ス」とのみ記し、訓練所には言及していなかった。

これら4省は「要望事項」の指定した「重点地区」であったわけであるが、移民の「重点地区」としては、「北辺振興計画」の実施に際して牡丹江・三江・浜江・龍江の4省を区画して設置された東安省と北安省を付け加えなければならない(1939年6月1日設置)²⁶⁾。地方行政機構及び行政区画の改編は、「防衛諸準備並に作戦準備に照応せしむる為」²⁷⁾に必要な措置として「要望事項」で提起されていたことであった。そして、関東軍がこの時期考案していた対ソ戦の基本的な展開からして、これらの省は「重点地区」とならざるを得なかった。関東軍の対ソ戦構想は、開戦初動は東部正面(牡丹江省)に主攻勢をかけると共に北部正面(黒河省)及び北東部正面(三江省、東安省)において助攻作戦を展開し、東部方面の第1段作戦終了後、その間持久守勢を続けた西部正面(興安北省)において第2段作戦を展開しソ連軍主力との決戦を行なうというものであった²⁸⁾。こうした作戦構想に即応して、ソ連軍陣地に対峙する各種陣地が構築されていた。東部正面は、東安省南部から牡丹江省全体の国境沿いに第12(廟嶺)・第3(半截河)・第11(観月台)・第2(綏芬河)・第10(鹿鳴台)・第1(東寧)の6国境陣地を中核とする陣地群があるほか、東安省にはソ連のイマンに対峙する第4国境陣地及びビギンスカヤに対峙する野戦陣地(饒河)が構築され、間島省には第9国境陣地(五家子)があった。北部正面には、第5(勝武屯)・第6(暖暉)・第7(黒河)・第13(法別拉)の4国境陣地を中核として要所に野戦陣地が構築されており、なかでも孫吳には最後の抵抗拠点の意味を持つ複郭陣地があった。また、大湿地帯の広がる北東部正面には、第14国境陣地(鳳翔)のほか、ソ連軍の江上部隊を想定した

野戦陣地が松花江沿いにあった。そして西部正面は、興安北省に第8国境陣地(海拉爾), 興安南省北部のノモンハン方面に陣地が設けられていた²⁹⁾。

「重点地区」の省は、こうした陣地構築状況によって象徴される戦略上の枢要地であったのであり、この点から訓練所の分布を見れば、それは、見事に「皇軍をして後顧の憂無く、専ら前敵に当るを得しめんが為」³⁰⁾の布陣であったといえることができる。つまり、「後方勤務の為に相当の警備力を要するの実情」³¹⁾の克服は、まずもって戦略上の枢要地において果されねばならなかったのである。訓練所について、ある視察者は次のような印象を述べた。すなわち、「青年義勇隊の訓練所の位置を決める、所謂適地を決めるのは色々な要素がありませうけれど、何と云っても

第5表 訓練所施設設置標準

種類別 施設別	基 本		乙 種(A)		乙 種(B)		満 鉄		甲 種	
	棟 数	総面積 (㎡)	棟 数	総面積 (㎡)	棟 数	総面積 (㎡)	棟 数	総面積 (㎡)	棟 数	総面積 (㎡)
〔倉庫施設〕		(㎡)		(㎡)		(㎡)		(㎡)		(㎡)
倉 庫	33	3,960	6	720					9	450
弾 薬 庫	5	180	1	36	1	10				
油 庫	6	180	1	30	1	10	1	30		
自 動 車 庫	5	202.4	1	36.1	1	40	1	42		
トラクター庫	1	96	1	36						
農 具 庫	9	1,059	5	490	1	98	1	150		
穀 物 庫	24	1,536	5	240	1	50	1	150		
野 菜 貯 蔵 庫	21	3,087	5	735	1	147			1	147
漬物タンク庫	21	750	5	175	1	35				
加工倉庫	1	120								
駅前倉庫			1	300	1	50				
炊事倉庫					1	50				
食料庫					1	80				
被服庫					1	80				
飼料庫							1	100		
雑品庫							1	54		
〔宮農施設〕										
農産加工場	5	612	5	250	1	50	1	150	1	149
作業場	20	1,960	5	490	1	98	1	150	1	98
醸造場	1	347.5			1	149				
精穀場	1	132			1	90				
木工場	3	520								
鍛工場	2	280								
蹄鉄工場			5	250	1	50	1	30	1	50
〔畜舎施設〕										
日本馬厩舎	6	1,970.1			1	216	1	300		
満馬厩舎	25	3,240	5	648	1	112.5	1	150		
牛 舎	1	133	5	60	1	33	1	100		
豚 舎	22	1,232	10	300	1	63	1	100		
羊 舎	5	1,000	5	1,000	1	40				
鶏 兔 舎	21	740	5	200	1	40	1	100		
(畜 舎)									6	485

(注) 訓練所の想定規模は以下の通りである、基本は6,000人収容(4個大隊=20個中隊)、乙種(A)は1,500人収容(5個中隊)、乙種(B)・満鉄・甲種は各300人収容。

(注) 前掲『満州開拓年鑑』(康德8年度版), 329~334ページより作成。

今のところ匪賊に対する治安維持のお役に立つと云ふことが第1目標になって居るやうに伺ひました。(中略) そんな訳で訓練所の適地を何処に定めるかと云ふことは、単に建築環境として希望されるやうな条件の処を却々得られないといふやうに伺って参りました。従って吾々の常識を以てしては想像出来ないやうな難渋の地も相当御座いました³²⁾と。視察時期は1938年10～11月頃で、対象も基本訓練所2カ所(北安省1・東安省1。当時の行政区画では、浜江省・三江省)

第6表 訓練所施設設置状況(1941年3月現在)

施設別	種類別		基本(4訓練所)		特別(3訓練所)		乙種(16訓練所)	
	種類別		設置訓練所数	総棟数	設置訓練所数	総棟数	設置訓練所数	総棟数
〔倉庫施設〕								
倉庫	庫		4	131	3	47	7	75
弾薬庫	庫		3	15	1	1	13	28
油庫	庫		3	15	2	2	13	30
自動車庫	庫		3	22	2	3	13	24
トラクター庫	庫		3	5	1	2	4	6
農具庫	庫		4	108	2	13	12	41
穀物庫	庫		4	68	—	—	11	25
野菜貯蔵庫	庫		4	54	3	32	11	33
漬物タンク庫	庫		2	8	2	2	9	14
加工倉庫	庫		2	2	—	—	—	—
駅前倉庫	庫		2	2	1	1	4	6
炊事倉庫	庫		—	—	—	—	10	14
食料庫	庫		—	—	—	—	10	14
被服庫	庫		3	11	1	2	10	14
△兵器庫	庫		1	1	1	1	1	1
△薬品庫	庫		1	1	—	—	—	—
△種子庫	庫		1	1	—	—	—	—
△ポンプ格納庫	庫		1	4	—	—	—	—
〔営農施設〕								
農産加工場	場		4	48	1	3	12	30
作業場	場		4	80	2	22	13	43
醸造場	場		1	1	2	2	2	2
精穀場	場		—	—	1	1	3	3
木工場	場		2	5	2	2	1	1
鍛工場	場		2	6	2	2	1	1
蹄鉄工場	場		—	—	1	1	12	24
△修理場	場		—	—	1	1	—	—
△乳牛加工場	場		—	—	1	1	—	—
〔畜舎施設〕								
日本馬廄舎	舎		4	32	3	9	13	45
満馬廄舎	舎		3	42	3	12	14	70
牛舎	舎		2	3	2	2	11	25
豚舎	舎		4	60	3	11	9	32
羊舎	舎		2	4	1	2	3	4
鶏兔舎	舎		1	16	1	3	4	6
△乳牛舎	舎		—	—	1	2	4	9

(注) △は設置標準に無い施設を示す。

(注) 乙種訓練所の数が16になっているのは、前掲第2表で注記したように、訓練所の統廃合による。

(注) 前掲『満州開拓青年義勇隊統計年報』(康德8年度版)、25～28ページより作成。

及び特別訓練所1カ所(浜江省)の3カ所に限られていたけれども、この印象は、1940年段階においてもまた他の大半の訓練所についても恐らく妥当するであろう。

さらに、訓練所の配置には、兵站線の短縮・補強という企図をも窺うことができる。個々の訓練所について子細に検討する準備はないけれども、訓練所は各種軍需物資の集積所としての機能をも負っていたと考えられるのである³³⁾。第5表は、訓練所の建物施設のうち訓練生宿舎と雑施設を除いた設置標準を示したものである。食料貯蔵・加工関係施設が、基本及び乙種訓練所の特徴となっており、とりわけ収容規模が同程度の乙種(B)・満鉄・甲種の間では、「炊事倉庫」・「食料庫」・「醸造場」・「精穀場」といった施設は乙種訓練所と他のものとを区別させる要素となっている。「弾薬庫」・「被服庫」もそうした要素である。また、全体に畜舎施設における厩舎の比重が高いが、基本及び乙種(A)では加えて他の畜舎の規模も注目される。甲種・満鉄を除いてではあるが、各種施設の設置状況(第6表)を見ると、設置標準に示された施設はいずれかの訓練所に設置されているほか、新たな種類の施設も加わっている。設置訓練所数でわかるように、個々の訓練所がすべての種類の施設を備えているわけではない。設置訓練所数の多さはその施設の必要度を示唆していると考えてよいと思うが、その点では、「弾薬庫」、「油庫」、「自動車庫」、厩舎の設置状況が注目される。これらも含めて、大半の訓練所に設置されている施設は、訓練所生活あるいは各種訓練の展開に必要なものと見ることもできようが、しかし、「炊事倉庫」・「食料庫」・「被服庫」などはやはり異質のものである。各施設の実際の用途は特定できないが、これらは軍事的に即応ないし転用し得る可能性を有していた。例えば、「国境建設施策基本要綱」は、「交通通信航空諸機能ノ整備刷新」の施策の一環として、道路構築の重点である自動車道の整備に伴って「自動車ノサービスステーション(修理施設、保守原材料整備、給油及部品補給ノ潤沢ステーション防衛及宿泊設備等)ノ整備」の必要をうたい、「物資ノ調達及集積」に関わっては、「畜産ニ関シテハ特ニ馬産ヲ奨励シ国境近く相当量ノ保有ヲ為シ得ル如キ助成ノ方途ヲ講ズル」ともしていた³⁴⁾。また、「国境地帯物資調達並ニ配給要綱案」³⁵⁾(1939年2月9日)は、「平戦両時ヲ通ズル軍需(軍トハ関東軍ヲ謂フ以下同ジ)ノ充足」のためには「農業生産物ノ積極的増産方策ヲ樹立」する必要があるとし、その増産品目として「農産部門」では「燕麦、干草、粟(粟稈)、大麦、水稻(稲藁)、小麦(小麦粉)、蔬菜、沢庵、味噌、醤油、叭、藁縄、菰」を、「畜産部門」では「牛、豚、鶏」を挙げていた。訓練所の施設構成も、こうした志向と無縁ではなかったはずであり、固定訓

第7表 訓練所施設建設状況(1940年度)

	計 画	竣 工	未竣工・未着工	竣 工 率
	棟 数(A)	棟 数(B)	棟 数	(B)/(A) %
基 本	1,491	1,134	357	76.1
特 別	50	50	0	100.0
乙 種	805(378)	710(325)	95(53)	88.2(86.0)
小 計	2,346	1,894	452	80.7
甲 種	648	324	324	50.0
計	2,994	2,218	776	74.1

(注) 基本4訓練所、特別2訓練所、乙種15訓練所、甲種12訓練所分。乙種の()内は、1940年度新設の8訓練所についての数値である。甲種は、すべて1940年度新設訓練所である。

(注) 前掲『満州開拓青年義勇隊統計年報』(康德8年度版)、29ページより作成。

練所の建設の進捗度合の高さ（第7表）もそのことと無関係ではなかったはずである。そして、乙種訓練所の分布が、障地構築地域との相関が強いこともまた理由のないことではなかったのである³⁶⁾。

注

- 1) 「満州開拓青年義勇隊訓練本部ニ関スル件」(満州開拓青年義勇隊訓練本部『満州開拓青年義勇隊旬報』第76報, 1940年4月, 7~8ページ) 参照。
 なお, 同勅令は1940年12月9日改正された。改正の主眼は, 訓練本部を法人とした点であった(拓務省拓北局『満州開拓政策関係法規』, 1942年, 174~175ページ所収の同勅令参照)。
- 2) 「機構表」(同上書, 9ページ) 参照。
 なお, 1941年1月1日施行の「満州開拓青年義勇隊訓練本部分科規程」では, 総務部(庶務・会計・監理), 管理部(補給・建設), 訓練部(輔導・教務・農事・保健)の3部9科となっている(満州国通信社『満州開拓年鑑』(康徳8年度版), 1941年, 496~497ページ参照)。また, それ以後のものと思われるが, 前掲『満州開拓政策関係法規』所収(178~180ページ)の分科規程では, 総務部・管理部は変わらないが, 訓練部は輔導・教学・教練・農事の各科に分かれ, 医務・増健の2科を置く増健部が設けられている。
- 3) 「督務規程」(前掲『満州開拓年鑑』(康徳8年度版), 497ページ)。
- 4) 満鉄鉄道総局附業局『拓友』第1巻第1号, 1940年9月, 11ページ参照。記事名は「開拓事業ト満鉄」(総局拓植課・記)である。
- 5) 前掲拙稿(前掲『教育学部紀要』第45号, 198ページ及び219ページ) 参照。
- 6) 満州拓植公社『業務概要』, 1940年12月, 169ページ参照。
- 7) 満州国の地方行政庁が訓練所を設立する法的根拠は, 「省地方費, 県又ハ旗ノ設立スル満州開拓青年義勇隊実務訓練所ニ関スル件(勅令第48号, 1940年3月29日公布)によって与えられた(前掲『満州開拓青年義勇隊旬報』第76報, 8ページ)。
- 8) 「満州開拓青年義勇隊吉林鉦工実務訓練所設立要綱」(1940年1月19日付各支庁長・市町村長宛学務部長通牒「満州開拓青年義勇隊吉林鉦工実務訓練所設立ニ関スル件」, 『北海道庁公報』第2091号) 参照。
- 9) 前掲『満州開拓年鑑』(康徳8年度版), 362ページ参照。
- 10) 「満州開拓青年義勇隊響導訓練所設立要綱(案)」(前掲『満州開拓青年義勇隊旬報』第76報, 43~50ページ) 参照。
- 11) 満州開拓青年義勇隊訓練本部監理科『満州開拓青年義勇隊統計年報』(康徳8年度版), 1941年, 19~21ページ参照。
- 12) 「満州開拓青年義勇隊響導訓練所設立要綱(案)」(前掲『満州開拓青年義勇隊旬報』第76報, 44ページ)。
- 13) 「満州開拓政策基本要綱付属書」「一, 日本内地人集合開拓農民移住ニ関スル件」(前掲『審議会会議録』, 32ページ)。
- 14) 「日本内地人集合開拓民入植要綱案」(「拓務省試案」, 前掲『会議要録』, 「付録」97ページ)。
- 15) 『満州開拓年鑑』(康徳9年度版), 1942年, 193~194ページ及び196ページより算出。
- 16) 前掲『満州開拓青年義勇隊統計年報』(康徳8年度版), 21ページより算出。
- 17) 同上書, 19~20ページより算出。
- 18) 臼井勝美・稲葉正夫編『現代史資料9 日中戦争2』, みすず書房, 1964年, 786~789ページ所収。以下の引用はすべて同書からである。
- 19) 『国境建設基本要綱及各分科会素案』(東洋文庫所蔵) 参照。
- 20) 満州国史編纂刊行会編『満州国史 総編』(満蒙同胞援護会, 1970年) 658ページ, 及び片倉夏『回想の満州国』(経済往来社, 1978年) 257~259ページ参照。
- 21) 「北辺振興計画」については, 岡部牧夫『満州国』(三省堂, 1978年) 118~121ページ, 及び松沢哲成『日本ファシズムの対外侵略』(三一書房, 1983年) 258~279ページ参照。
- 22) 前掲『国境建設基本要綱及各分科会素案』所収。

- 23) 農業移民の入植と「無住地帯」との関連については、山田豪一「満州における反満抗日運動と農業移民(下の二)」(歴史科学協議会『歴史評論』第146号, 1962年10月, 72~75ページ) 参照。
- 24) 前掲『国境建設基本要綱及分科会素案』所収。
 なお、依拠した文書は、「移民」を「開拓」ないし「開拓民」に修正してある。
- 25) この項には、修正を示唆する書き込みがある。それを採れば次のようになる。
 「無住地帯ノ他適当ノ地帯ニ現地部隊ト密接ナル係ヲ保持シテ青年義勇隊並ニ内地人開拓民ノ積極的入植ヲ図ル」
- 26) 前掲『満州国史 総論』, 662~663ページ参照。
- 27) 前掲『現代史資料9 日中戦争2』, 788ページ。
- 28) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍<1>』, 朝雲新聞社, 1969年, 241~296ページ参照。
- 29) 同上書, 200~235ページ参照。
- 30) 「青年移民実施要領及理由書」(喜多一雄『満州開拓論』, 明文堂, 1944年, 272ページ)。
- 31) 同上。
- 32) 佐藤武夫「北満の移民村及び青年義勇隊訓練所を視察して」(満州建築協会『満州建築雑誌』第19巻第1号, 1939年1月, 12ページ)。佐藤は早稲田大学教授(工学博士)で、同稿は「昭和13年11月10日, 満州建築協会に於て開催されし建築講演会に於ける佐藤博士講演の速記」(10ページ)である。
 なお、佐藤は視察の眼目である建築について、「一寸我々想像がつかないやうな建築であります」(13ページ)とも述べた。それは主に訓練生宿舍のことであったのだが、「満拓から直接依頼をうけて視察致しました関係上(中略), それに対する批判と云ふことは差控えさせて頂かねばならぬ事情」にある以上、佐藤は、「一寸少年達の訓練所の方を見て回った眼には移民村が非常に立派に見えるので予想とは逆のやうな印象も受けたのでありますが、青年義勇隊の方は精神的訓練と云ふことが多分に含まれて居りますことから了解しなければならぬと考へ直した事で御座いました」(16ページ)と結ばなければならなかった。
- 33) この点、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍<2>』(朝雲新聞社, 1974年)に興味深い記述を見出すことができる。
 満州の中部以北及びそれに連なるソ連領には随所に湿地が存在した。中でも三江省及び東安省には大湿地帯が広がり、関東軍にとっては、ソ連軍陣地の攻撃の上で湿地帯と国境線である河川(黒龍江, 烏蘇里江)の克服がひとつの課題であった。湿地作戦を展開するには、渡河に至るまでの行動のため、補給路及び各兵団間の連絡路の設定に加え、補給路沿線に前送資材の集積所の構築が必要であり、さらにはその前提作業として離水策を講じなければならなかった。東安省方面を担当としていた第5軍の構想について同書は次のように記している。すなわち、「第五軍の攻勢作戦は、企図秘匿による急襲をもって基本とした。ために作戦の底辺ともみなされる如上道路, 資材集積所(倉庫)のごときについても、築造の初動からその着意をもって工事を進める考慮が必要であった。多衆の軍民が入り込んだ作業であるため、工事の実施そのものを秘匿するなど不可能であり、またその必要もない。ソ連側に対し至る所に農漁民用とおぼしき道路や倉庫が作られつつあるとの印象を与え、かつ仮に軍が作戦に使用するものとしても、兵力及び方面などを秘匿し得るならばそれで十分という考え方であった。道路の造設などの一切は、辺境開発の一環として実施され、現に開拓民の入植については、満州国側において検討が進められた」(180ページ)と。
- 34) 前掲『国境建設基本要綱及分科会素案』。
- 35) 同上綴所収。
- 36) 因みに『満州と日本人』編集委員会編『われらの青春とは何であったのか——満蒙の豆拓士は訴える——』(大湊書房, 1978年)に収められた元訓練生による座談会においても、「同じ訓練所でも、国境と、それから内陸部の訓練所では、建物が違う」との印象が語られている(181ページ)。

VI. む す び

以上の検討からあらためて確認すべきことは、第1に、「満州開拓政策基本要綱」の策定過程における「満州現地案」と「拓務省試案」の意義である。「基本要綱」の立案の基礎には、関東軍がとりまとめた「満州現地案」の外に、拓務省の手になる「拓務省試案」があった。「満州現地案」の「満州開拓青年義勇隊組織要綱案」における関東軍の構想は、「拓務省試案」の「満州開拓根本政策基本要綱案」及び「満州開拓青年義勇隊要綱案（満蒙開拓青少年義勇軍）」を介して、「基本要綱」及び「付属書」に結実した。「拓務省試案」の影響はきわめて限られており、「基本要綱」及び「付属書」の義勇軍関係条項は、「満州現地案」を主たる内容とするものであった。

第2に、訓練所配置の特徴である。「基本要綱」の策定を経て、1940年度には、新設・改編された訓練所は94を数えた。その大半は、「北辺振興計画」に則応して、対ソ戦略上の枢要地と目される地域に配置されていた。農業移民として定着させることを目処として設置した訓練所のうち、訓練所開設地に集団移民として定着する甲種訓練所は、集団移民の入植計画が進捗していない地域に多く設置されていた。また、訓練所開設地とは異なる地域へ訓練生を入植させる乙種訓練所のうち、満鉄経営の訓練所は、「鉄道自警」の目的に方向づけられ、主要鉄道線に沿って散在していた。そして、乙種訓練所のうち満鉄経営以外のものは、その施設構成から推すに、軍需物資の集積所としての機能をうかがわせており、陣地構築地域と強い相関を持った分布を示していた。

なお、史料上の制約から以下のような問題点を残した。

第1に、「基本要綱」の主たる内容を形づくった「満州現地案」について、関東軍の立案の動因を摘出することは難しく、移民政策全般との関連において義勇軍の改編構想を意味づけることはできなかった。ために、「基本要綱」との関係においては、規定の推移を追うにとどまった。第2に、訓練所の配置の検討においては、訓練所配置に対する関東軍、移民関係機関の意図の把握は不十分であった。これらの克服は今後の課題としたい。